



## 公告

表彰規則（昭和34年長野県規則第6号）第6条の規定により、平成26年12月15日付けで次の者を表彰しました。

平成26年12月22日

長野県知事 阿部 守一

スポーツ栄誉賞

笠原 大輔

中嶋 徹

人事課

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年12月22日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日  
平成26年12月16日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人生活支援舎
- 3 代表者の氏名  
山岸 暢男
- 4 主たる事務所の所在地  
安曇野市豊科高家4172番地1
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、高齢者及びその家族が、地域の人々と助け合いながら、住みなれた場所で安心かつ充実した生活を続けられるよう

## 公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、平成26年2月6日から11月10日までの間に345機関について監査しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

平成26年12月22日

長野県監査委員 吉澤 直亮  
同 田口 敏子  
同 上野 紘志  
同 垣内 基良

に、住民参加で生活支援のための様々な事業を行い、地域社会に寄与することを目的とする。

県民協働課

## 公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分を次のとおり行いました。

平成26年12月22日

長野県知事 阿部 守一

- 1 処分をした年月日  
平成26年12月22日
- 2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び建設業許可番号  
株式会社丸ト藤沢建設  
中野市中央四丁目895番地1号  
藤沢 信一  
長野県知事（特-23）第607号
- 3 処分の内容  
建設業法第28条第3項の規定による営業の停止命令  
(1) 停止を命ずる営業の範囲  
建設業に係る営業の全部  
(2) 期間  
平成27年1月7日から平成27年1月9日までの3日間
- 4 処分の原因となった事実  
株式会社丸ト藤沢建設の当時役員だった者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に違反したとして、平成25年6月21日に飯山簡易裁判所から罰金の略式命令を受け、翌月、その刑が確定した。  
このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

建設政策課

## 平成26年度定期監査の結果に関する報告

### 第1 監査の概要

#### 1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定並びに平成26年度監査基本計画に基づき、県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等にとつて適正に処理されているか、また、事務の執行が効率的、合理的に行われているかについて、監査を実施しました。

#### 2 対象年度

平成25年度執行分を基本とし、必要に応じて他の年度執行分についても対象としました。

#### 3 対象機関及び実施期間

監査対象345機関（一般会計・特別会計339機関、企業特別会計6機関）について、平成26年2月6日から11月10日までの間に実施しました。実施機関の一覧は、別表2のとおりです。

#### 4 実施状況

(1) 一般会計・特別会計の実施機関339機関のうち、144機関については実地監査を、195機関については書面監査を実施しました。

区 分	実施機関数	うち実地監査	うち書面監査
本 庁	77	75	2
現 地 機 関	262	69	193
計	339	144	195

(2) 企業特別会計の実施機関6機関のうち、2機関については実地監査を、4機関については書面監査を実施しました。

区 分	実施機関数	うち実地監査	うち書面監査
本 庁	1	1	0
現 地 機 関	5	1	4
計	6	2	4

(3) 工事等監査については、上記(1)及び(2)の実施機関345機関のうち、主な工事实施機関である環境部、農政部、林務部、建設部及び企業局の35機関を対象に、建設工事及び建設工事に係る業務委託について、件数で1,180件、契約金額で658億余円を抽出して実施しました（抽出件数率：8.4%、抽出金額率：38.8%）。実施機関の一覧は、別表2（\*印箇所）のとおりです。

区 分	件 数	金 額 (億円)
工 事	全体箇所	9,481
	うち監査実施箇所	727
委 託	全体箇所	4,498
	うち監査実施箇所	453
計	全体箇所	13,979
	うち監査実施箇所	1,180
	抽出率 (%)	8.4

- (4) 実地監査は、事務局職員による事務調査の結果を踏まえ、監査対象機関に出向き、提出された監査調書等に基づき、その内容を確認するとともに、関係職員からの説明を聞き取るなどの方法により実施しました。
- (5) 書面監査は、事務局職員による事務調査の結果を踏まえ、提出された監査調書等に基づき、その内容を確認するなどの方法により実施しました。
- (6) 重点監査は、テーマを「補助金等交付事務の執行状況について」及び「建設副産物の有効利用の取組について」として実施しました。

## 第2 監査の結果

監査の結果は、一般会計・特別会計において、指摘事項1件、指導事項が27件、検討事項が4件、企業特別会計において、指導事項が2件ありました。指摘事項等の件数は、別表1のとおりです。

指摘事項については、監査実施機関に対し、文書により改善を指示し、措置状況の回答を求めました。

指導事項については、監査実施機関に対し、文書により改善を指導し、処理状況の回答を求めました。

検討事項については、当該事項を所管する関係機関に対し、文書により検討を指示し、措置状況の回答を求めました。

なお、指摘事項、指導事項又は検討事項に係る機関以外においては、財務に関する事務がおおむね適正に執行されたものと認められました。

(単位：件)

区 分	一般会計・特別会計				企業特別会計
	指摘事項	指導事項	検討事項	計	指導事項
収 入 事 務		9	1	10	0
契 約 事 務		5	1	6	1
支 出 事 務	1	8	0	9	1
補 助 金 事 務		2	1	3	0
財 産 管 理 事 務		3	1	4	0
計	1	27	4	32	2

### 【監査結果の区分】

指摘事項：明らかに法令等に違反しているもの、故意又は重大な過失によるもの、特に指摘すべき重大な事項であると認められるもの

指導事項：指摘には至らないが改善を要するもの

検討事項：制度又は運用の改善の検討を求めるもの、統一的な指導を求めるもの

(注) 次ページ以降の表中の【重点監査】【工事等監査】の表示は、その監査結果であることを示します。

一般会計・特別会計

指摘事項

分類	指摘事項(分類コード)	機関名
支出 事務 1件	1 その他支出に関する事務処理が適切でないもの(386)	
	警察本部及び警察署の会計課に勤務していた職員によって、平成25年3月及び同年10月から26年6月までの間、偽造した上司の印鑑を会計書類の決裁欄等に押印し、公金を取り扱うという不適正な事務処理が行われていた。	警察本部

指導事項

分類	指導事項(分類コード)	機関名
収入 事務 9件	1 使用料の算定を誤っていたもの(121)	
	(1) 河川占用料について、占用料の算定金額を誤ったため過納が生じ、還付の際に14,100円の還付加算金が生じた。	安曇野 建設事務所
	(2) 行政財産目的外使用許可に伴う駐車場の使用料について、土地の評価額に100分の6.3を乗じて算定すべきところ、100分の6を乗じて算定したため、837円の徴収不足が生じた。	諏訪警察署
	2 調定の時期が適切でないもの(124)	
	(1) 行政財産目的外使用許可に伴う管理経費について、原則として毎月調定の上、徴収すべきところ、平成25年4月分から26年1月分までの管理経費合計671,851円を同年2月18日に調定し、徴収していた。	看護大学

分類	指導事項(分類コード)	機関名	
収入 事務	(2) 行政財産目的外使用許可に伴う管理経費について、毎月調定の上、徴収すべきところ、1年分25,922円をまとめて調定し、更に納入通知が遅れたために出納閉鎖までに徴収することができず、25,922円が未収金となった。	環境保全 研究所	
	(3) 行政財産目的外使用許可に伴う使用料について、使用期間が翌年度以降にわたる場合は、次年度以降の使用料は4月30日までに徴収すべきところ、5月以降に行っていた。	佐久 建設事務所  松本 養護学校	
	3 その他調定等に関する事務処理が適切でないもの(125)		
	行政財産目的外使用許可について、申請書を平成25年3月25日に受理したにもかかわらず、26年1月14日になって許可しているものがあった。	波田学院	
	4 その他収入に関する事務処理が適切でないもの(130)		
	(1) 県営土地改良事業に係る市町村負担金について、施行通知受理後速やかに市町村に対しその金額を通知し、協議の上、原則として工事着手前までに市町村から負担金を徴収すべきところ、これらの事務処理を工事着手の5~6か月後に行っているものがあった。	北信 地方事務所 農地整備課	
	(2) 道路占用料について、督促状を発付すべき滞納者に対して発付していなかったため、延滞金を徴収することができなかった。	松本 建設事務所	
(3) 河川占用料について、督促状を発付すべき滞納者に対して発付していなかった。	北信 建設事務所		
契約 事務 5件	1 契約書又は請書が作成されていないもの(210)		
	職員宿舍賄人との契約において、教職員宿舍に賄人を入居させるときは、当該賄人との職員宿舍賃貸借契約を締結すべきところ、これを行っていなかった。	南信 教育事務所	

分類	指 導 事 項 (分類コード)	機関名
契 約 事 務	2 予定価格の設定に関する事務処理が適切でないもの (240)	
	<p>谷止工設置工事の工事費の積算において、現場管理費と一般管理費の積算方法に誤りが見られた。</p> <p style="text-align: right;">【工事等監査】</p>	長野県 地方事務所 林 務 課
	3 入札手続及び見積書徴収に関する事務処理が適切でないもの (260)	
	<p>(1) 工事請負契約に係る工期については、設計額に応じた標準的な日数を確保すべきところ、その日数を大幅に下回る工期で当初の契約をしているものがあつた。いずれも変更契約において標準的な工期を確保していたが、早期に繰越承認を得るか債務負担行為を設定することにより、適切な工期を確保して発注すべきであつた。</p> <p>・平成25年度 防災・安全交付金 (修繕) 舗装補修・県単道路橋梁維持 (舗装修繕) 工事 (主) 諏訪白樺湖小諸線 立科町白樺高原  当初契約額 : 30,922,500円                      当初工期 : 14日  変更契約額 : 32,551,200円                      変更後工期 : 142日</p> <p>・平成25年度県単災害関連河川工事 (一) 本谷川 阿智村 明神橋上他1  当初契約額 : 18,879,000円                      当初工期 : 9日  変更契約額 : 19,418,400円                      変更後工期 : 137日</p> <p style="text-align: right;">【工事等監査】</p>	佐 久 建設事務所          飯 田 建設事務所
	<p>(2) 受注希望型入札において、入札を2度実施したが不落となつたため設計変更を行った。この場合においては、改めて新規の入札に付す必要があつたところ、一者見積りによる随意契約としていた。</p>	北 信 建設事務所
	4 その他契約に関する事務処理が適切でないもの (270)	
<p>委託及び建設工事に係る契約保証金について、納付させるべきところ、これを免除していた。</p> <p>・契約保証金免除申請書に記載された実績が過去2年間よりも以前のものだったにもかかわらず、財務規則 (昭和42年長野県規則第2号) 第143条第3号の規定により免除していた。</p> <p>安曇野庁舎外壁タイル調査業務委託契約  契約額 : 1,299,000円                      契約保証金の額 : 129,900円</p>	安 曇 野 建設事務所	

分類	指 導 事 項 (分類コード)	機関名
契 約 事 務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・増額変更に係る契約保証金の免除について、免除申請書の提出がなかったにもかかわらず免除していた。</li> <li>平成25年度防災・安全交付金（修繕）舗装補修工事増額変更契約</li> <li>当初契約額：53,812,500円</li> <li>変更契約額：61,897,500円      契約保証金の額：808,500円</li> </ul>	長野建設事務所
支 出 事 務 8 件	1 職員手当支給の返納又は追給を要するもの (311)	
	<p>(1) 教員特殊業務手当の支給について、過払い、支給不足のあるものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教員特殊業務手当（特別支援学級等指導業務）について、勤務日数の算定を誤り、1日分600円の過払いとなった。 (南牧村立南牧中学校) (飯山市立戸狩小学校)</li> <li>・教員特殊業務手当（部活動指導業務）について、業務に従事した日の算定を誤り、1日分2,400円の過払いとなった。 (野沢温泉村立野沢温泉中学校)</li> <li>・教員特殊業務手当（対外運動競技等引率指導関係）について、1泊2日の業務に従事した場合、1日単位で支給することとされているため、本来なら2日分を支給すべきところ、1泊単位で支給するものと誤り算定したため、1日分3,400円の未払いとなった。</li> <li>・教員特殊業務手当（対外運動競技等引率指導関係）について、支給対象外の対外運動競技に支給したため、5件で17,000円の過払いとなった。</li> <li>・教員特殊業務手当（対外運動競技等引率指導関係）について、週休日に1泊2日の引率指導業務に従事した場合、2日分を支給すべきところ、泊を1日分とみなして算定し3日分を支給したため、2件で6,800円の過払いとなった。</li> <li>・教員特殊業務手当（対外運動競技等引率指導関係）について、支給対象外の対外運動競技に支給したため、2件で34,000円の過払いとなった。</li> <li>・教員特殊業務手当（修学旅行等引率指導関係）について、1泊2日の引率指導のうち2日目の途中から他の出張業務に従事したにもかかわらず、2日分が支給されたため、1日分3,400円の過払いとなった。</li> </ul>	義務教育課 〃 白 田 高 等 学 校 〃 松本県ヶ丘 高 等 学 校 〃 〃

分類	指 導 事 項 (分類コード)	機関名
支 出 事 務	<p>(2) 扶養手当等現況確認において、配偶者に260万円以上の所得がある場合、子の扶養手当の認定基準の計算を「収入額」で算定すべきところ、「所得税法上の所得額」で算定したため、扶養手当等81,650円の過払いとなった。 (南相木村立南相木小学校)</p>	義務教育課
	2 旅費の返納又は追給を要するもの (321)	
	職員に対する旅費について、重複して支給していたため、2件5,500円の過払いとなった。	中 信 教育事務所
	3 支出科目が適切でないもの (382)	
	備品購入に際し、見積書を徴した結果、1件の取得価格が10万円未満となった場合は、科目を訂正し、「11節 需用費」で執行すべきところ、「18節 備品購入費」で執行していた。	伊 那 養護学校
	4 事前審査に関する事務処理が適切でないもの (384)	
<p>(1) 補助金、負担金又は委託料について、財務規則第64条の規定による出納機関の事前審査を受けていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間との協働による山岳環境保全事業補助金 (1,000,000円) (交付決定時)</li> <li>・航空宇宙産業育成強化支援事業補助金 (9,000,000円) (交付決定時)</li> <li>・高等学校文化振興事業交付金 (10,800,000円) (交付決定時)</li> <li>・平成25年度地域営農基盤強化総合対策事業 (農地有効利用支援事業) 補助金 (1,537,000円) (交付決定時)</li> </ul> <p style="text-align: right;">【以上 重点監査】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県単 道路橋梁維持 (除雪) 一般国道148号に係る融雪施設管理費 負担金 (2,796,062円) (交付決定時)</li> <li>・信州ジビエ総合推進事業業務委託 (8,016,000円) (契約締結時)</li> </ul>	<p>自然保護課</p> <p>産業立地・ 経営支援課</p> <p>教学指導課</p> <p>長 野 地方事務所 農 政 課</p> <p>大 町 建設事務所</p> <p>森林づくり 推 進 課</p>	



分類	指 導 事 項 (分類コード)	機関名
支 出 事 務	<p>(2) 補助金又は委託料について、財務規則第65条の規定による出納機関の事前審査を受けていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺対策緊急強化事業補助金 (1,551,307円) (変更交付決定時)</li> <li>・補助林道整備事業補助金 (1,395,000円) (変更交付決定時)</li> <li>・平成24年度強い農業づくり交付金 (補正・繰越分) (14,450,000円) (額の確定(軽微変更)時) 【以上 重点監査】</li> <li>・障害者技能向上支援事業委託 (7,353,694円) (契約変更時)</li> </ul>	<p>保健・疾病 対 策 課</p> <p>諏 訪 地方事務所 林 務 課</p> <p>長 野 地方事務所 農 政 課</p> <p>人材育成課</p>
	<p>5 その他支出に関する事務処理が適切でないもの (386)</p>	
	<p>(1) 補助金等の全額を概算払で支出した場合、額の確定に当たり起案文書を出納機関へ回付すべきところ、これを行っていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林業就労条件整備促進事業補助金 (20,542,000円)</li> <li>・信州の木活用モデル地域支援事業補助金 (2,500,000円)</li> <li>・中山間地域農業直接支払事業交付金 (86,756,881円)</li> <li>・経営体育成支援事業費補助金 (20,226,000円)</li> </ul> <p style="text-align: right;">【重点監査】</p>	<p>信 州 の 木 活 用 課</p> <p>諏 訪 地方事務所 林 務 課</p> <p>松 本 地方事務所 農 政 課</p>
	<p>(2) ウイルス肝炎医療費給付事業の公費負担額の算定に当たり、控除すべき組合付加給付等の額を誤って控除したことにより、4件の請求において支給すべき公費負担額の過不足が生じた。</p>	<p>飯 田 保 健 福 祉 事 務 所</p>
補 助 金 事 務 2 件	<p>1 交付決定等の事務処理が適切でないもの (410)</p>	
	<p>補助金の額の確定は、翌年の4月25日までに行うべきところ、住宅支援給付等特別対策事業補助金(地域コミュニティ復興支援事業)では5月1日に行っていた。</p> <p style="text-align: right;">【重点監査】</p>	<p>地域福祉課</p>



検 討 事 項
---------

分類	検 討 事 項 (分類コード)	機関名
収 入 事 務 1 件	<p>1 その他収入に関する事務処理が適切でないもの (130)</p> <p style="text-align: center;">自動販売機の行政財産貸付に係る公募型見積合わせについて</p> <p>ある現地機関で、自動販売機に係る行政財産貸付のための公募型見積合わせを実施したところ、A社とB社が見積書を提出し、当該現地機関はA社を採用しましたが、A社は契約を辞退しました。</p> <p>再度、公募型見積合せを行う時間的余裕がないと判断したため、行政財産目的外使用許可の手続により、B社に対し同社の見積金額を大幅に下回る額で使用許可しました。</p> <p>「自動販売機に係る行政財産貸付事務取扱いについて(通知)」では、公募型見積合せにおいて、見積書の採用決定後に契約を辞退された場合にとるべき事務処理が明確になっていません。</p> <p>公募型見積合わせを行い、既に競争性を確保している本事例では、B社と随意契約に移行できるのであれば、時間的にも収入確保の上からも有効と考えられますので、この場合の手続について検討してください。</p>	財産活用課
	<p>1 その他契約に関する事務処理が適切でないもの (270)</p> <p style="text-align: center;">契約保証金の納付免除のあり方について</p> <p>契約保証金については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の16において契約を締結する者に納付させなければならない旨規定され、財務規則第143条においてその納付を免除することができる場合が列挙されています。</p> <p>ところで、「財務会計事務質疑応答について」(昭和43年7月1日付け43会第59号出納長、総務部長通知)の第143条(契約保証金の納付免除)関係の2の項で、県側からの依頼申込により随意契約する場合の取扱いに関し、「(契約の)不履行により県が不利益を被るおそれが少なく、かつ、契約の性質上、契約保証金を求めることができないものは、徴収しないことができる」との見解が示されています。財務規則第143条は、契約保証金の納付を免除することができる場合を限定的に列挙しているものと解されるところ、この質疑応答は、財務規則が規定していない場合にまで対象を広げるものであり、結果的に、財務規則ではなく、この通知を根拠に契約保証金の免除が行われている実態があります。</p> <p>この状況を踏まえ、かかる取扱いについての適否を検討し、必要に応じて所要の措置を講じるようにしてください。</p>	会 計 局

分類	検 討 事 項 (分類コード)	機関名
補助金 事 務 1 件	<p>1 その他補助金に関する事務処理が適切でないもの (430)</p> <p>青年就農給付金 (準備型) 事業の支援体制について</p> <p>青年就農給付金 (準備型) は、研修期間中の2年間、原則として年150万円の給付金を交付する制度です。しかし、一方で、この給付金は、研修終了後1年以内に就農をしないなどの事態が生じたときは、やむを得ない場合を除いて、その返還を請求することとされています。既に、平成24年度にこの給付金を給付した者について、就農しなかった者や行方不明者などが発生しており、制度の信頼性や公平性を確保するためには早急な対応が必要です。給付金の返還をしなければならない者の実態を早急に把握の上、速やかに返還されるよう措置を検討してください。</p> <p>また、このような事態が生じないよう、日頃から農業研修中の交付金受給者に対して就農相談に応じたり、就農後も農業経営を継続することができるような支援体制の一層の構築を検討してください。</p> <p style="text-align: right;">【重点監査】</p>	農村振興課
財 産 管 理 1 件	<p>1 物品に関する帳票の整理等が適切でないもの (520)</p> <p>備品修繕記録簿の必要性について</p> <p>備品の修繕を行った際には、それが軽微なものである場合を除き、備品修繕記録簿に記録しなければならないことになっていますが (財務規則第224条)、複数の所属で記録簿が整備されていない実態が確認されました。修繕記録の必要性等を検討し、所要の措置を講じるようにしてください。</p>	財産活用課

## 企業特別会計

### 指導事項

分類	指導事項(分類コード)	機関名
契約 事務 1件	1 随意契約の理由等が適切でないもの(230)	
	「引揚げメーター」(予定価格2,128,410円)の売払いは、競争入札による実施が適当であったが、複数者から見積書を徴取し随意契約で実施していた。	上田水道 管理事務所
支出 事務 1件	1 その他支出に関する事務処理が適切でないもの(386)	
	工事変更契約において、工事により取り外した鉄板の金額を積算する場合は、発注者において見積りを徴取するなどしてこの市場性を把握し、設計図書に反映すべきところ、これを行っていなかった。  <span style="float: right;">【工事等監査】</span>	南信発電 管理事務所

(別表1) 定期監査の指摘事項等の件数

(分類コード) 指摘事項・指導事項・検討事項の分類	一般・特別会計				企業特別会計			
	指摘	指導	検討	計	指摘	指導	検討	計
<b>1 収入事務関係</b>								
(110) 収入未済額の解消に努力を要するもの								
(121) 使用料の算定を誤っていたもの		2		2				
(122) 貸付料の算定を誤っていたもの								
(123) 管理経費の算定を誤っていたもの								
(124) 調定の時期が適切でないもの		3		3				
(125) その他調定等に関する事務処理が適切でないもの		1		1				
(130) その他収入に関する事務処理が適切でないもの		3	1	4				
小計	0	9	1	10	0	0	0	0
<b>2 契約事務関係</b>								
(210) 契約書又は請書が作成されていないもの		1		1				
(220) 契約書等の記載内容に不備があるもの								
(230) 随意契約の理由等が適切でないもの						1		1
(240) 予定価格の設定に関する事務処理が適切でないもの		1		1				
(250) 入札参加要件の設定又は請負人等の選定に関する事務処理が適切でないもの								
(260) 入札手続及び見積書徴取に関する事務処理が適切でないもの		2		2				
(270) その他契約に関する事務処理が適切でないもの		1	1	2				
小計	0	5	1	6	0	1	0	1
<b>3 支出事務関係</b>								
(311) 職員手当支給の返納又は追給を要するもの		2		2				
(312) その他職員手当支給に関する事務処理が適切でないもの								
(321) 旅費の返納又は追給を要するもの		1		1				
(322) その他旅費支給に関する事務処理が適切でないもの								
(331) 工事請負費の執行が適切でないもの								
(341) 委託費の執行が適切でないもの								
(351) 役務費、使用料の執行が適切でないもの								
(361) 備品購入費の執行が適切でないもの								
(371) 需用費の執行が適切でないもの								
(381) 予算執行が効率的・計画的でないもの								
(382) 支出科目が適切でないもの		1		1				
(383) 支出負担行為の時期が適切でないもの								
(384) 事前審査に関する事務処理が適切でないもの		2		2				
(385) 給付完了検査に関する事務処理が適切でないもの								
(386) その他支出に関する事務処理が適切でないもの	1	2		3		1		1
小計	1	8	0	9	0	1	0	1
<b>4 補助金事務関係</b>								
(410) 交付決定等の事務処理が適切でないもの		1		1				
(420) 実績報告書の提出が遅いもの								
(430) その他補助金に関する事務処理が適切でないもの		1	1	2				
小計	0	2	1	3	0	0	0	0
<b>5 財産管理事務関係</b>								
(510) 公有財産に関する帳票の整理等が適切でないもの								
(520) 物品に関する帳票の整理等が適切でないもの		1	1	2				
(530) 財産の有効利用等の努力を要するもの								
(540) その他財産管理に関する事務処理が適切でないもの		2		2				
小計	0	3	1	4	0	0	0	0
合計	1	27	4	32	0	2	0	2

### 第3 重点監査

#### テーマ1：補助金等交付事務の執行状況について

##### 1 監査目的

県民福祉の向上や経済活動の支援など、県の政策を推進するための有効な手段として、多くの補助金等が、市町村や各種団体等へ交付されています。

補助金等の交付事務は、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号）や各補助金の交付要綱等に基づき実施していますが、交付決定日や検査方法などの規定や条件の変更に係る交付基準等について必ずしも明確にされていないなどの状況があります。

このようなことを踏まえ、県の政策上の目的により交付される補助金等が効率的かつ有効な手続で適正に執行されているかなどについて重点的に監査を実施しました。

##### 2 監査対象

###### (1) 対象機関

補助金等交付事務を執行している全機関

###### (2) 調査対象

平成25年度補助金・交付金一覧に記載のある支出実績のあった全ての補助金等

###### (3) 監査の視点（着眼点）

- ア 補助金等交付要綱等は整備されているか。
- イ 交付申請は適切な時期に提出されているか。
- ウ 交付決定は適切な時期に行われ、理由なく遅延していないか。
- エ 交付条件の変更に係る基準等は適切か。
- オ 所管課（所）が実施する検査方法は適切か。
- カ 実績報告には事業効果の内容が明確に記載されているか。
- キ 事務手続は効率的かつ有効な手続で適正に行われているか。
- ク 補助事業の効果や評価の検証は行われているか。

##### 3 監査結果

補助金等交付事務の執行状況について監査した結果、指導事項・検討事項に該当したものが6件（補助金事務3件、支払事務3件）あり、「第2 監査の結果」に記載しました。これらの該当機関に対しては、文書により改善・検討を指導・指示し、処理・措置状況の回答を求めました。

なお、指摘事項や指導事項には該当しない事務上の問題点については、口頭による指導を行っています。「補助金等交付事務に関わる事務上の問題点」として整理しています。

(1) 補助金等の交付状況

ア 交付額

市町村や各種団体等へ交付された補助金等の総額は、表-1のとおり、約764億円です。部局別にみると、健康福祉部の320億余円(41.9%)が最も多く、次いで林務部の111億余円(14.6%)となっています。本庁では、健康福祉部(54.5%)が飛び抜けて多く、次いで県民文化部、企画振興部の順となっています。

現地機関では、林務部(38.6%)、農政部(29.4%)、健康福祉部(20.4%)で全体の約9割を占めています。

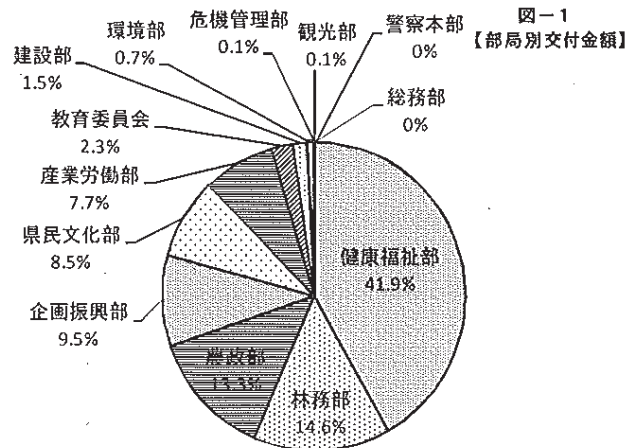


表-1 部局別交付額

区分	本庁		現地機関		計	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
健康福祉部	26,255,140	54.5	5,751,074	20.4	32,006,214	41.9
林務部	244,581	0.5	10,881,232	38.6	11,125,813	14.6
農政部	1,896,329	3.9	8,279,955	29.4	10,176,284	13.3
企画振興部	5,692,884	11.8	1,550,082	5.5	7,242,966	9.5
県民文化部	6,397,245	13.3	66,246	0.2	6,463,491	8.5
産業労働部	4,753,205	9.9	1,108,120	3.9	5,861,325	7.7
教育委員会	1,671,628	3.5	59,051	0.2	1,730,679	2.3
建設部	659,534	1.4	489,894	1.7	1,149,428	1.5
環境部	532,932	1.1	11,084	0.0	544,016	0.7
危機管理部	38,849	0.1	6,514	0.0	45,363	0.1
観光部	38,598	0.1	0	0.0	38,598	0.1
警察本部	14,854	0.0	0	0.0	14,854	0.0
総務部	378	0.0	0	0.0	378	0.0
計	48,195,779	100.0	28,203,252	100.0	76,399,031	100.0

イ 金額区分別の交付件数

補助金等の交付件数を金額区別にみると、表-2のとおり、1件あたりの補助金額について、100万円未満が5,400件(58.3%)と最も多く、次いで100万円以上500万円未満の2,088件(22.6%)となっており、全体の9割弱が1,000万円未満となっています。また、県単独補助金では、約6割が100万円未満となっています。

本庁で執行した件数は全体の約4割、現地機関で執行した件数は約6割となっています。

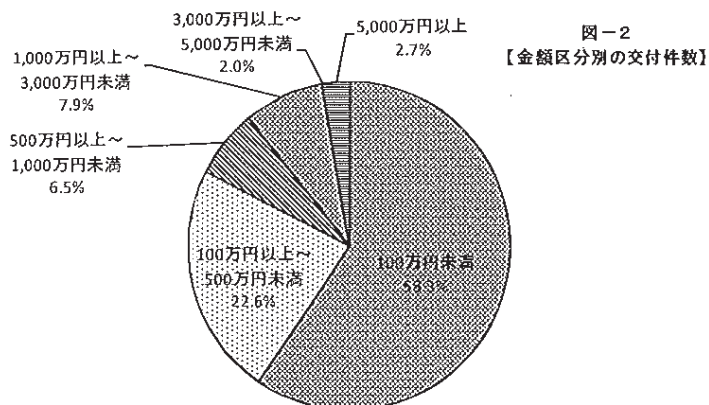




表-2 金額区分別の交付件数

区分	本庁		現地機関		計		
	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	
県単 独補 助金	100万円未満	887	46.9	1,908	71.6	2,795	61.4
	100万円以上～500万円未満	436	22.8	537	20.2	973	21.4
	500万円以上～1,000万円未満	129	7.0	82	3.1	211	4.6
	1,000万円以上～3,000万円未満	203	11.0	84	3.2	287	6.3
	3,000万円以上～5,000万円未満	85	4.6	23	0.9	108	2.4
	5,000万円以上	150	7.7	30	1.1	180	4.0
小計	1,890	100.0	2,664	100.0	4,554	100.0	
国庫 補助 金	100万円未満	1,341	69.8	1,264	45.1	2,605	55.4
	100万円以上～500万円未満	252	13.9	863	30.8	1,115	23.7
	500万円以上～1,000万円未満	88	4.7	303	10.8	391	8.3
	1,000万円以上～3,000万円未満	146	7.8	298	10.6	444	9.4
	3,000万円以上～5,000万円未満	38	2.0	40	1.4	78	1.7
	5,000万円以上	34	2.8	37	1.3	71	1.5
小計	1,899	100.0	2,805	100.0	4,704	100.0	
県単 +国 庫	100万円未満	2,228	58.6	3,172	58.0	5,400	58.3
	100万円以上～500万円未満	688	18.3	1,400	25.6	2,088	22.6
	500万円以上～1,000万円未満	217	5.8	385	7.0	602	6.5
	1,000万円以上～3,000万円未満	349	9.4	382	7.0	731	7.9
	3,000万円以上～5,000万円未満	123	3.3	63	1.2	186	2.0
	5,000万円以上	184	4.7	67	1.2	251	2.7
合計	3,789	100.0	5,469	100.0	9,258	100.0	

ウ 部局別所管交付要綱数及び交付件数

補助金等交付要綱数は378件あり、部局別にみると、表-3のとおり、健康福祉部が90件(23.8%)と最も多く、次いで、農政部の77件(20.4%)となっています。

また、交付件数を部局別にみると、健康福祉部の2,015件(21.8%)が最も多く、次いで企画振興部の1,919件(20.7%)となっています。

本庁では、健康福祉部1,379件(36.4%)、企画振興部1,226件(32.4%)が多く、現地機関では、林務部1,589件(29.1%)、農政部1,392件(25.5%)が多くなっています。

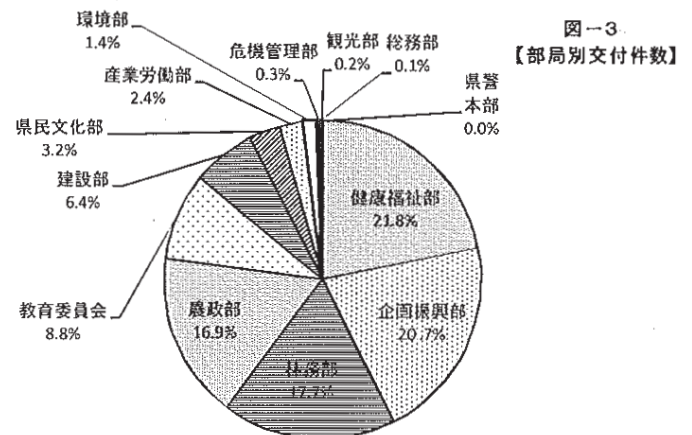


表-3 部局別所管交付要綱数及び交付件数

区分	所管する 交付要綱数		交付件数					
			本庁		現地機関		計	
	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
健康福祉部	90	23.8	1,379	36.4	636	11.6	2,015	21.8
企画振興部	27	7.1	1,226	32.4	693	12.7	1,919	20.7
林務部	57	15.1	54	1.4	1,589	29.1	1,643	17.7
農政部	77	20.4	172	4.5	1,392	25.5	1,564	16.9
教育委員会	27	7.1	143	3.8	676	12.4	819	8.8
建設部	10	2.6	242	6.4	353	6.5	595	6.4
県民文化部	43	11.4	285	7.5	13	0.2	298	3.2
産業労働部	21	5.6	116	3.1	105	1.9	221	2.4
環境部	12	3.2	126	3.3	3	0.1	129	1.4
危機管理部	4	1.1	19	0.5	9	0.2	28	0.3
観光部	3	0.8	14	0.4	0	0.0	14	0.2
総務部	3	0.8	9	0.2	0	0.0	9	0.1
警察本部	4	1.1	4	0.1	0	0.0	4	0.0
計	378	100.0	3,789	100.0	5,469	100.0	9,258	100.0

エ 交付先

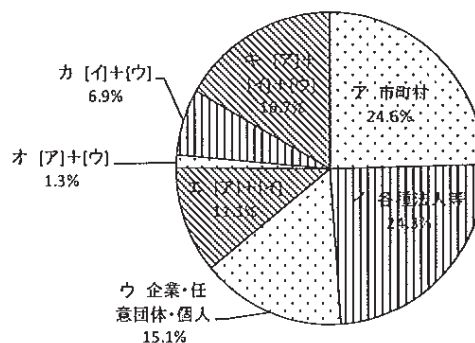
補助金等の交付先（以下「補助事業者」という。）については、市町村（地方公共団体の組合を含む。以下この項において同じ。）、各種法人等、企業・任意団体・個人があります。

要綱及び実施要領等（以下「要綱等」という。）における、補助事業者の記載について調査したところ、表-4のとおり、市町村のみが93件（24.6%）、各種法人等のみが92件（24.3%）、企業・任意団体・個人のみが57件（15.1%）、その他（重複）が136件（36.0%）でした。また、間接補助金は、41件（10.8%）ありました。

表-4 交付先別件数

区分	件数	割合(%)
ア 市町村	93	24.6
イ 各種法人等	92	24.3
ウ 企業・任意団体・個人	57	15.1
エ [ア]+[イ]	42	11.1
オ [ア]+[ウ]	5	1.3
カ [イ]+[ウ]	26	6.9
キ [ア]+[イ]+[ウ]	63	16.7

図-4【交付先】



<見直しの留意点>

補助事業者に市町村以外の者を含む補助金の割合は、約75%を占めています。このような状況から、要綱等は、補助事業者が理解しやすいよう定める必要があります。

特に要綱等で、専門的・技術的な用語を用いる場合は、定義規定を設けるとともに、必要に応じて通知等で説明するように努めてください。また、「その他（知事が）別に定める」としたものについては、実施要領や通知で明示するようにしてください。

オ 補助対象経費

要綱等において、補助対象経費及び経費区分の内訳について明確に規定されているか否かを調査したところ、補助対象経費については、約1割強において不明確であり、また、経費区分の内訳について限定的な記載があるなど明確に規定されているものは、約7割に過ぎませんでした。

図-5【補助対象経費】

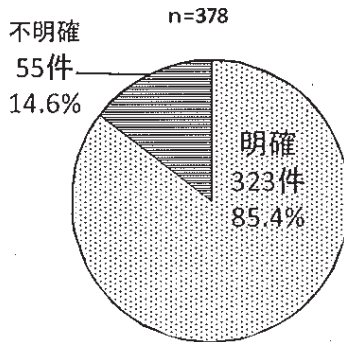
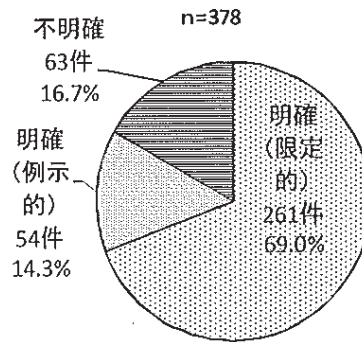


図-6【経費区分の内訳】



<見直しの留意点>

どのような経費が補助対象となるのかは、補助事業者にとって重要なことですので、要綱等で明確かつ限定的に定める必要があります。例えば「〇〇事業に要する経費」「人件費・運営費・事務費」といった規定ではなく、「謝金・旅費・消耗品」といったようにその内訳を可能な限り具体的に規定することが望まれます。また、対象外経費についても例示するとよいでしょう。

カ 補助対象経費から控除する収入等の取扱い

要綱等において、控除する収入についての規定の有無を調査したところ、規定がある割合は、「他団体からの収入」で2割弱(図-7)、「寄附金その他の収入」で3割弱(図-8)となっています。

図-7【他団体からの収入】

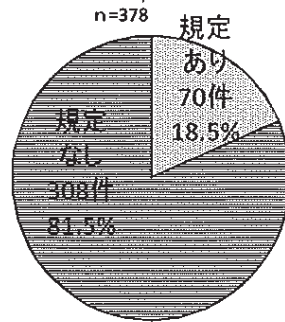
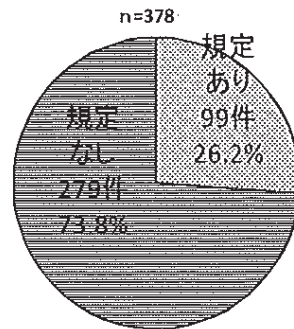


図-8【寄附金その他の収入】



<見直しの留意点>

他団体からの収入、寄附金その他の収入金等の取扱いについて規定する場合は、「寄付金、概算払いに係る預金利息」などと具体的に例示してください。

キ 消費税・特別地方消費税の取扱い

要綱等において、「消費税・特別地方消費税等の取扱い」についての規定の有無を調査したところ、規定があるものは3割強(図-9)でした。

また、規定があるもののうち、消費税等の取扱いについては図-10のとおり状況でした。

このうち、申請段階から控除する規定があるもの(a+d+f+g)は64.1%、実績報告時に減額する規定があるもの(b+d+f+g)は46.1%、確定後に報告書の提出を求める規定があるもの(c+f+g)は77.4%となっています。

なお、所管の補助金等に仕入れ控除税額(消費税等)の取扱いが規定されている割合は、農政部・林務部で高い傾向にありました。

図-9【消費税等】

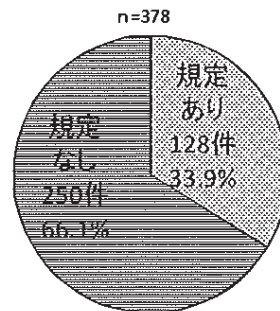
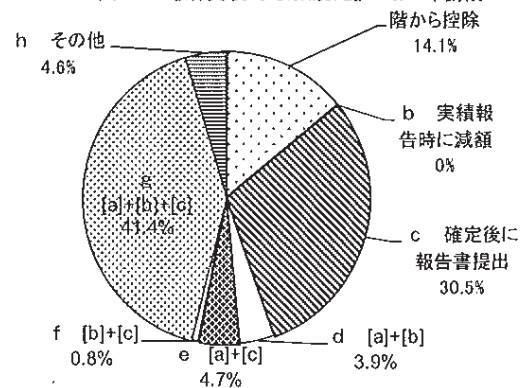


図-10【消費税等取扱規定】



<見直しの留意点>

消費税等の取扱いでは、補助事業者が消費税課税事業者の場合、仕入控除税額(消費税等)を補助額から控除する必要の有無を確認し、必要な場合は規定を設けます。

既に仕入控除税額の取扱いがある場合で申請時に控除額が明らかでない場合は、確定時の精算に注意してください。

## ク 交付決定に関する事務処理

## (ア) 交付申請期限

要綱等で、申請期限の規定の有無を調査したところ、図-11のとおり、申請期限について規定のあるものは297件(78.6%)でした。しかし、要綱で「別に定める」と規定している場合が大半で、具体的な期限を規定しているものは、ごく一部に限られました。一般的には内示通知において指定している例が多いものの、指定していない例も現地機関で見受けられました。

交付申請期限の状況を見ると、表-5のとおり、期限を定めたものは全体の5割強の5,115件ありました。交付申請期限を定めた割合は、本庁では、6割強であるのに対し、現地機関では5割弱となっています。

交付申請期限を定めたもののうち、申請期限を過ぎて申請書が提出されたものは、全体で130件(2.5%)ありました。

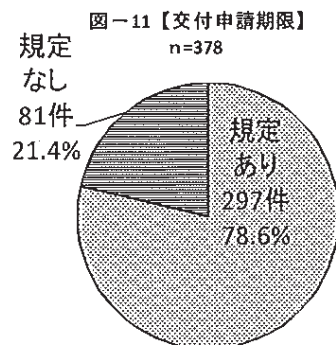


表-5 交付申請期限の状況

区分	本庁		現地機関		計	
	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
全件数	3,789	-	5,469	-	9,258	-
交付申請期限を定めた件数	2,488	65.7	2,627	48.0	5,115	55.2
うち交付申請期限を経過した件数	64	2.6	66	2.5	130	2.5

交付申請期限を経過した理由としては、表-6のとおり、「期限設定に時間的余裕なし」が最も多く、50件(38.5%)であり、次いで「申請書不備による提出遅延」38件(29.2%)と続いています。本庁では「期限設定に時間的余裕なし」が多い一方、現地機関では「申請書不備による提出遅延」が多くなっています。

表-6 交付申請期限を経過した理由

区分	本庁		現地機関		計	
	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
期限設定に時間的余裕なし	43	67.2	7	10.6	50	38.5
申請書不備による提出遅延	12	18.8	26	39.4	38	29.2
申請者の提出期限失念	5	7.8	12	18.2	17	13.1
期限後に申請事業発生	1	1.6	0	0.0	1	0.8
申請期限経過後に内示を実施	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他	3	4.7	21	31.8	24	18.5
計	64	100.0	66	100.0	130	100.0

## &lt;見直しの留意点&gt;

単年度の限られた期間で補助目的を実現するためには、各補助金に応じた適切な事業期間を勘案した上で交付申請期限を定め、補助事業者に明示する必要があります。

交付申請期限を経過した理由に「期限設定に時間的余裕なし」がありますが、申請期限の設定は、補助事業者の事務処理に無理が生じないように設定する必要があります。また、事業着手が一律の期日にならない場合もあり、一括処理を行ったために交付決定が遅れた事例等もあるため、申請期限を複数設けるなど、補助事業者への配慮も重要です。

## (4) 申請から決定までの期間

要綱等において、交付申請から交付決定までの審査期間についての規定の有無を調査したところ、図-12のとおり、規定があるものは20件(5.3%)と、少ない状況でした。

審査期間は、30日を超えたものが、表-7のとおり、全体で1,427件(15.4%)ありました。本庁では1,030件(27.2%)で、約3割と高くなっています。

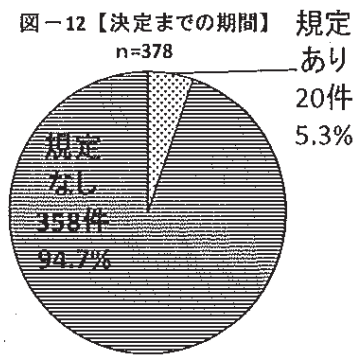


表-7 審査期間が30日を超えた件数

区 分	本庁		現地機関		計	
	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
全件数	3,789	—	5,469	—	9,258	—
申請から決定までの期間が30日を超えた件数	1,030	27.2	397	7.3	1,427	15.4

期間が30日を超えた理由として多いものは、表-8のとおり、「申請書不備により補正に時間を要した」が403件(28.2%)で、次いで「書類審査に時間を要した」が384件(26.9%)となっています。

本庁では、「書類審査に時間を要した」の割合が33.3%と高く、現地機関では、「国の交付決定の遅れ」の割合が46.6%と高くなっています。

また、本庁では「書類審査に時間を要した」、「決裁に時間を要した」の割合が現地機関よりも高い傾向がみられます。

「速やかに補助金の交付決定をするものとする」という規定のように、明確な期日が明示されていないため、複数の申請をまとめて一括処理し、結果的に交付決定までに時間を要した事例があった一方で、補助事業者に短期間での書類の提出を求めている事例もありました。

表-8 審査期間が30日を超えた理由

区 分	本庁		現地機関		計	
	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
申請書不備により補正に時間を要した	297	28.8	106	26.7	403	28.2
書類審査に時間を要した	343	33.3	41	10.3	384	26.9
国の交付決定の遅れ	141	13.7	185	46.6	326	22.8
一括処理(最終提出日より30日超)	183	17.8	43	10.8	226	15.8
一括処理(最終提出日より30日以内)	14	1.4	22	5.5	36	2.5
決裁に時間を要した	52	5.0	0	0.0	52	3.6
失念等による事務け怠	0	0.0	0	0.0	0	0.0
計	1,030	100.0	397	100.0	1,427	100.0

## &lt;見直しの留意点&gt;

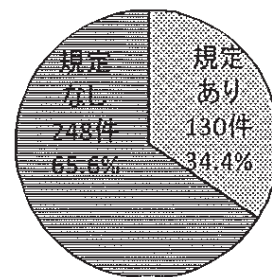
交付決定までに時間がかかり過ぎると、事業着手の時期の遅れや概算払が受けられないなど、補助事業者に負担を強いる結果となる場合もあります。

県単独補助金においては、交付決定までの標準処理期間を設定することが望まれます。標準処理期間の設定ができないものは、通知やスケジュール表によりおおよその交付時期を示すとよいでしょう。また、申請件数が多い補助金においては、確認のチェックポイントを定めたり、複雑な算定が必要な場合は自動計算表を作成したりするなど、審査期間内に適切で迅速な処理ができるような方法を定めておくことも必要です。

## (ウ) 指令前着手

要綱等において、指令前着手についての規定の有無を調査したところ、図-13のとおり、要綱等で指令前着手届の提出を求めているもの、通知により内示をもって許可しているものなど、指令前着手について規定があるものは、130件(34.4%)でした。また、規定がないにもかかわらず、指令前に着手しているものが若干見受けられました。

図-13【指令前着手】  
n=378



指令前着手の件数は、表-9のとおり、3,265件(35.3%)ですが、本庁は1,568件(41.4%)、現地機関は1,697件(31.0%)で、本庁の割合の方が高くなっています。

表-9 指令前着事件数

区 分	本庁		現地機関		計	
	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
全件数	3,789	-	5,469	-	9,258	-
指令前着手の件数	1,568	41.4	1,697	31.0	3,265	35.3

指令前着手を認めた理由としては、表-10のとおり、「着手を4月1日とするため(50.1%)」が最も多く、次に「事業計画承認(内示)済のため(31.5%)」が続いています。本庁では「着手を4月1日とするため」の割合が6割弱と高くなっています。

表-10 指令前着手を認めた理由

区 分	本庁		現地機関		計	
着手を4月1日とするため	882	56.2	755	44.5	1,637	50.1
事業計画承認(内示)済のため	508	32.4	520	30.6	1,028	31.5
国の交付決定の遅れ	114	7.3	55	3.2	169	5.2
交付決定前の入札手続が必要	3	0.2	23	1.4	26	0.8
その他緊急かつやむをえない事情	61	3.9	344	20.3	405	12.4
計	1,568	100.0	1,697	100.0	3,265	100.0

<見直しの留意点>

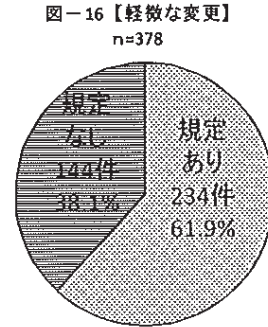
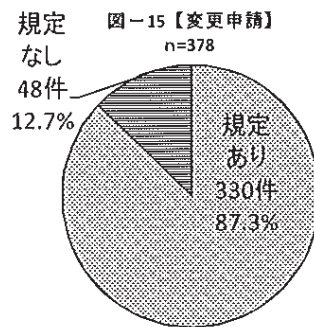
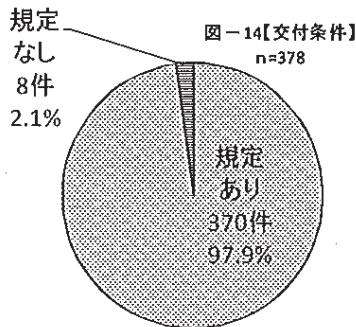
指令前着手を認める補助金では、交付決定前の事業着手を認める条件を規定し、必ず事前着手届を提出させ、承認するようにしてください。

なお、団体運営費補助など、年度当初から対象経費が発生する補助金では、要綱等において、「次年度以降も継続する補助金の申請書は毎年〇月〇日までに提出することとし、着手は4月1日とする」などの文言を記載し、交付申請書提出期限や事業着手日を明確にしておくとうよいでしょう。

(イ) 交付条件

要綱等において、事業の変更や中止についての交付条件が明確に規定されているか、交付決定に係る基本的事項の変更申請が必要となる場合の規定は明確か、また、「軽微な変更」に係る基準が明確かについて調査しました。

交付条件は図-14のとおり、370件(97.9%)、変更申請については図-15のとおり、330件(87.3%)と、おおむね明確に規定されていましたが、「軽微な変更」に係る基準は、図-16のとおり、明確にされていないものが144件(38.1%)と、約4割ありました。



<見直しの留意点>

交付決定に係る基本的事項の変更が必要となる場合は、要綱等において、事業内容の変更と経費配分の変更の交付条件を明確にする必要があります。

「軽微な変更」に係る基準については、「補助対象経費(又は事業費)の〇パーセントを超える変更をする場合は知事の承認を受けること。」のように具体的に示すようにしてください。

(ロ) 事前審査

事前審査対象件数は、表-11のとおり、1,294件(14.0%)ありました。そのうち事前審査が「無」及び「未了」の件数は402件(31.1%)で、内訳は、本庁が336件(67.1%)、現地機関が66件(8.3%)でした。本庁の事前審査対象件数に占める、事前審査が「無」及び「未了」の割合は、現地機関よりも大幅に高くなっています。

表-11 事前審査の状況

区分	本庁		現地機関		計	
	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
全件数	3,789	-	5,469	-	9,258	-
事前審査対象件数	501	13.2	793	14.5	1,294	14.0
うち事前審査「無」及び「未了」の件数	336	67.1	66	8.3	402	31.1

事前審査が「無」及び「未了」の場合の理由としては、表-12のとおり、「期限(3月31日等)までの書類回付遅延」が全体の7割強と高くなっています。この場合、3月31日まで実施する事業も多く、それらの補助金は、事前審査未了となっていました。

表-12 事前審査が「無」及び「未了」の場合の理由

区分	本庁		現地機関		計	
	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
期限(3月31日等)までの書類回付遅延	282	84.0	21	31.8	303	75.4
着手を4月1日とするため事前審査困難	27	8.0	35	53.0	62	15.4
その他	27	8.0	10	15.2	37	9.2
計	336	100.1	66	100.0	402	100.0

＜見直しの留意点＞

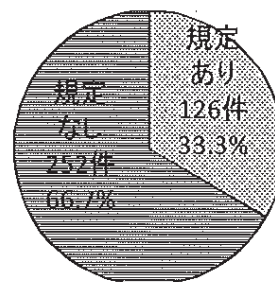
事前審査については、財務規則第64条（支出負担行為の事前審査）、第65条（支出負担行為の変更等）で定められています。補助金については、100万円以上が対象となっています。

今回の調査では、失念等によるものを「指導事項」としています。担当者のみでなく、組織全体で事務処理状況を共有し対応するようにしてください。

ケ 進捗管理に関する事務処理

要綱等について、遂行状況報告の必要な事業を明示しているか調査したところ、図-17のとおり、遂行状況報告についての規定があるものは約3割となっています。「規定はないが随時現地調査や事務指導において実態を把握するよう努めている」という所属もありました。

図-17【遂行状況報告】  
n=378



＜見直しの留意点＞

「補助金等交付規則」の運用細目では、「状況報告は、補助金等の概算払または前金払等の金額および時期の決定、補助事業等の遂行の指示、是正措置等を行うための資料にもなる」と定めています。補助金の制度により必要性が異なりますが、概算払を行っている場合等は、報告の内容、時期等について検討し定めることが必要と思われます。

コ 額の確定に関する事務処理

(7) 完了検査の状況

完了検査は、年度末に集中して行われている実態があります。この補助事業完了後の履行確認は、事業者から提出された実績報告書等の書類のみで行っている場合と、実績報告書等の書類と現地調査による確認等によって行っている場合があります。

実績報告書等の書類のみで完了検査を実施しているものは、表-13のとおり、6,427件（69.4%）で、全体の約7割を占めています。書類調査とともに現地調査を実施しているものは、2,539件（27.4%）で、全体の約3割となっています。

本庁では、書類のみで完了検査を実施しているものは、3,379件（89.2%）で、全体の約9割と高くなっています。一方、現地機関では、約4割が書類調査とともに現地調査を実施しています。

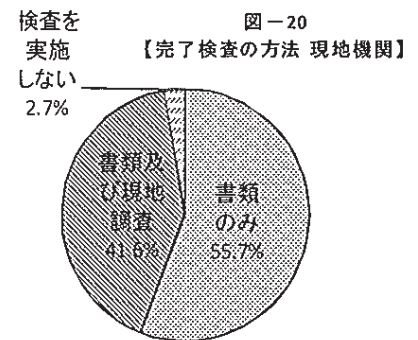
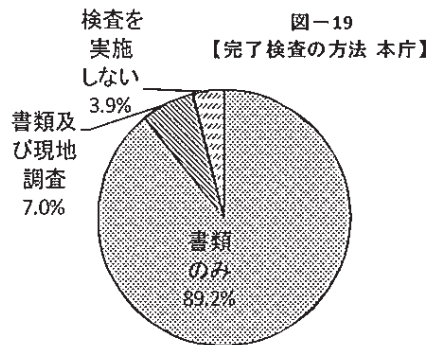
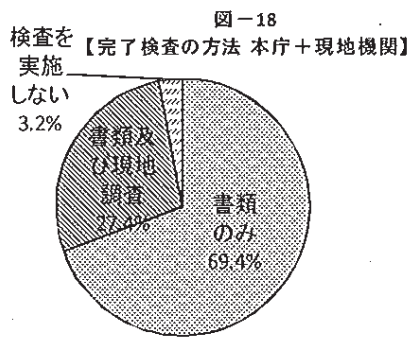
なお、検査を実施しないものは、翌年度への繰越しをしたものです。

また、書類調査の中には、交付金額・日付等の形式的な整合を中心とした検査にとどまっているものも数多く見受けられました。

表-13 完了検査の方法

区 分	本庁		現地機関		計	
	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
書類のみ	3,379	89.2	3,048	55.7	6,427	69.4
書類及び現地調査	264	7.0	2,275	41.6	2,539	27.4
検査を実施しない	146	3.8	146	2.7	292	3.2
計	3,789	100.0	5,469	100.0	9,258	100.0





書類調査のみで現地調査を実施していない理由のうち、最も多いものとしては、表-14のとおり、「関係書類を全て提出 (44.3%)」で、「日程確保が困難 (20.8%)」、「対象団体数が多い (9.6%)」が続いています。

本庁では「日程確保が困難」の割合が高く、現地機関では「関係書類を全て提出」の割合が高くなっています。

表-14 書類のみで現地調査をしない理由

区 分	本庁		現地機関		計	
	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)
関係書類を全て提出	886	26.2	1,959	64.3	2,845	44.3
日程確保が困難	1,087	32.2	250	8.2	1,337	20.8
対象団体数が多い	485	14.4	135	4.4	620	9.6
市町村が検査を実施	129	3.8	319	10.5	448	7.0
遠隔地のため	13	0.4	0	0.0	13	0.2
その他	779	23.0	385	12.6	1,164	18.1
計	3,379	100.0	3,048	100.0	6,427	100.0

<見直しの留意点>

完了検査は、年度末に集中する傾向にあることから、事務処理の遅延を防ぐためにも、着眼点を明確にした検査チェックリストを作成し、複数の職員で行うことが望まれます。

現地調査を実施する場合には、①いつ、②誰が、③どこで、④誰の立会いが、⑤確認内容、⑥結果、⑦現地指導内容等を、現地調査報告書として記録するようにしてください。

書類の審査では、領収書等の証拠書類の提出を求めて、確認する必要があります。

また、事業期間中においても現地で執行状況の把握や書類の確認を行うなど、形骸的な検査とならないよう検討してください。

## (イ) 実績報告書

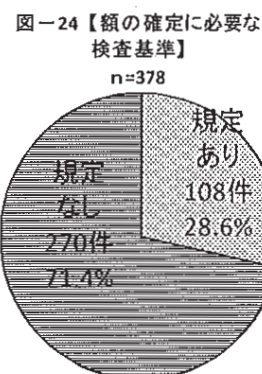
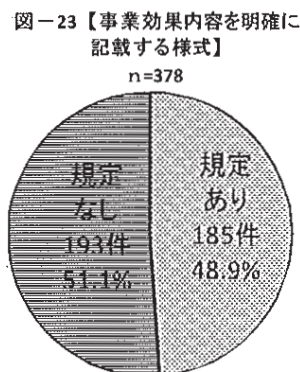
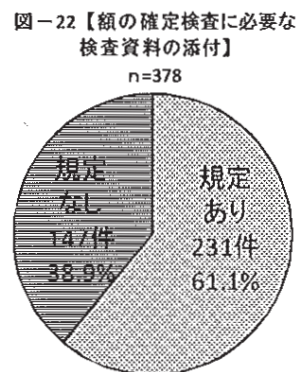
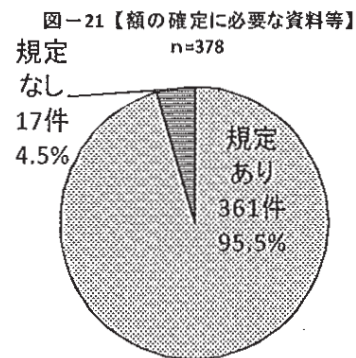
要綱等について、額の確定に必要な実績報告の様式及び添付書類を明示しているかを調査しました。

図-21のとおり、ほとんどの要綱等において、額の確定に必要な内容・資料等の規定がありました。

また、図-22のとおり、支出証拠書等、額の確定時に必要な検査資料の添付を規定しているものは、6割程度でした。添付書類等を示していないものについては、確定の際に担当者が必要に応じて提出を求めているものもありました。

一方、図-23のとおり事業効果内容を明確に記載する様式について規定しているものは、半数程度でした。

なお、額の確定における検査基準について規定しているものは、図-24のとおり、全体の3割程度で、多くの要綱等において明確でない状況がありました。実績報告書のみで領収書など報告の内容を証明する書類がなく事業実態が確認できないものや、財産を取得しているものの、その管理方法が不明確なものなどがありました。



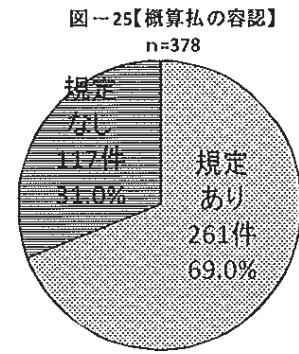
## &lt;見直しの留意点&gt;

実績報告では、その証拠となる添付資料の提出を求めるとともに、必要に応じて現地調査により証拠資料を確認することが必要です。

特に、書類審査のみの場合、実績報告書の添付書類には、決算書や出納簿、支出証拠書（領収書）、写真などの経費積算の根拠となる資料、工事関係では、県の工事関係書類に準ずる書類など事業実態が分かるものを、添付資料として求めます。

サ 請求・支払

要綱等について、概算払（前払）の容認規定の有無を調査したところ、図-25のとおり、概算払（前払）の容認を規定しているものは約7割となっています。しかし、この中には「請求払（概算払を含む）」との記載があるのみで、概算払の方法等の具体的な記載がないものも含まれています。



実際に概算払した件数は、表-15のとおり、1,501件（16.2%）でしたが、本庁では約3割が概算払しており、現地機関よりも高い割合でした。なお、概算払を必要とする理由及び交付を希望する時期が不明確なものが見受けられました。

表-15 概算払した件数

区 分	本庁		現地機関		計	
	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)
全件数	3,789	-	5,469	-	9,258	-
概算払した件数	1,124	29.7	377	6.9	1,501	16.2

<見直しの留意点>

概算払については、概算払を必要とする理由及び交付を希望する時期を記載した書類等の提出を求め、それによって補助事業者の資金状況等の実態を把握し、計画書等によりいつ頃の程度必要かを確認し、必要な場合は実施します。

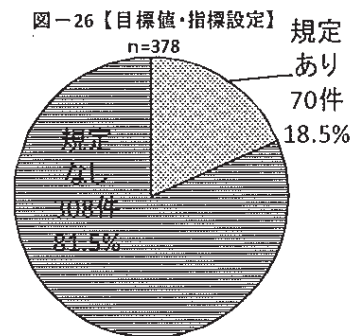
なお、全額概算払を行い、その後、額に変更がない場合でも、精算行為（出納機関へ回付）が必要です。

補助金は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の対象ではありませんが、額の確定後速やかに支払うことが望まれます。

シ 事業効果測定・補助金の見直し

要綱等について、目標値・指標等の設定に関する規定の有無について調査しました。

目標値・指標設定について、取扱い規定があるものは、図-26のとおり、約2割弱程度となっています。規定があるものでは、補助終了以後に効果を検証するもの、継続的な事業の中で効果を検証しているもの、規定がないものでは、事業内容が数値化できないため実施しないものなど、内容によって取扱いに違いがありました。



<見直しの留意点>

効果測定の方法としては、具体的な目標値・指標の設定がある事業もある一方で、事業内容が数値化できないものもありますが、補助事業が社会情勢に適応しているか、また、今後どの分野への補助が必要となるかを検討していくうえで、成果・効果等に基づく検証は必要と思われます。

検証を行うに当たっては、補助事業が①公益性があるか、②所期の目的を達成しその使命を終えていないか、③県の役割であるか、④費用に対し効果が得られているかなどの視点で、見直しを行ってください。

## (2) 補助金等交付事務に関わる事務上の問題点

調査において問題が確認された事務上の問題点の中で最も多かった項目は、「申請から交付決定までに著しく時間を要したもの」の46機関で、約3割ありました。次に多かった項目は、「事前審査が未了」の22機関で、1割強ありました。

分類別では、交付決定に係る事務に関するもの（「交付申請」、「事前着手」、「交付条件・交付決定」、「事前審査」）が131機関と多く、8割強ありました。

分類	項目	機関数
要綱等	改正が行われておらず実態と合わないもの	1
	一つの要綱で事業種類が多く理解しにくいもの	1
交付申請	「別に定める」としながら定めがないもの	12
	提出期限を超過していたもの	17
指令前着手	指令前着手届がなく、指令前着手したもの	14
	要綱に規定がなく、事前着手したもの	12
交付条件 ・交付決定	申請から交付決定までに著しく時間を要したもの	46
	変更交付決定の根拠が明確でないもの	3
	交付決定に際して必要な条件が附されていなかったもの	3
事前審査	事前審査未了のもの (事業完了が3月31日、国の交付決定の遅れ、申請日の遡り等)	22
	事前審査以後に、日付けを遡って施行したもの	2
実績報告・ 検査・確定	実績報告・検査・確定に、著しく時間を要したもの (一括処理、実績報告書の提出遅れ)	9
	補助金の事務担当者が検査を行っていたもの	1
	額の確定が的確ではなかったもの	11
計		154

## (3) 補助金等事務適正化のために工夫している事項

(対象機関から寄せられたもの)

分類	工夫の内容	所属名
申請	内示後に事務説明会を実施している。	木曾地方事務所地域政策課
	説明会で手続きのテキストを配布している。	北安曇地方事務所農地整備課
交付決定	一括処理していたものを、申請ごと処理している。	国際課
	過去の補助金経費と照らし合わせ申請書の確認を行った。	私学・高等教育課
	補助金額の算定など計算の多くを自動化した。	下伊那地方事務所地域政策課
検査・確定	確定時の審査チェック表を作成している。	松本地方事務所林務課
	複数人でチェックを行っている。	上伊那地方事務所農政課
進捗管理	予算執行やスケジュール管理などの管理表を作成している。	健康福祉部 環境部 農政部 林務部 建設部
	四半期ごと進捗状況を確認している。	健康福祉政策課 下伊那地方事務所農地整備課
	補助事業者と定期的に進捗状況の確認を行っている。	労働雇用課 木曾地方事務所地域政策課
	書類の提出スケジュールを作成し周知している。	大町保健福祉事務所
	相手方への督促等の経過を記録している。	佐久地方事務所地域政策課
事前審査	執行状況を確認するリストを作成している。	木曾地方事務所農地整備課

## (4) 補助金等交付事務に当たっての課題等

(対象機関から寄せられたもの)

課題の内容	件数
1 要綱全般に係るもの	3件
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 前金払制度を望む声が強。前金払制度の創設を検討されたい。</li> <li>② 交付決定に付す条件について、全県で統一する必要がある。担当課が例示するか、要綱に盛り込むなどの必要がある。</li> <li>③ 10万円以下の少額補助金もある。零細補助金について検討の余地がある。</li> </ul>	
2 交付条件・交付決定に係るもの	18件
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 国の交付決定が遅いため、交付決定が大幅に遅れてしまう。(ほか5件)</li> <li>② 申請から事業実施までの期間が短いものがあるため大変。(ほか2件)</li> <li>③ 交付対象団体の数が多く、申請から交付決定までに時間がかかる。(ほか1件)</li> <li>④ 書類審査に時間がかかる。(ほか1件)</li> <li>⑤ 海外の団体からの書類提出に大変時間がかかる。</li> <li>⑥ 事務が年度当初に集中するため、ミスなく処理することが困難。</li> <li>⑦ 複数の課室で所管する20メニュー以上の補助対象事業で構成しているため、審査に非常に時間がかかる。</li> <li>⑧ 民間団体は補助金事務に不慣れなため、書類整備に時間がかかり、交付決定までに時間がかかる。</li> <li>⑨ 計画承認・内示から予算再配当までの時間がかかり、速やかに交付決定ができない。</li> </ul>	
3 実績報告・検査・確定に係るもの	8件
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 年度末に事業完了が集中するため、実績調査・完了確認等の事務処理が大変である。(ほか4件)</li> <li>② 3月31日までを事業実施期間とするものは、会計指導回答記録のように、市町村が間接補助事業者等に対して、補助金を交付した時が事業の完了とすると、3月31日までに完了するのは難しい。</li> <li>③ 市町村では検査を別部門で実施しているところがあり、日程の関係で完了予定日より検査が遅くなる場合がある。事業完了日の延長は、年度末における軽微な変更の扱いができないか。(ほか1件)</li> </ul>	
4 審査全般に係るもの	2件
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業主体の担当者が補助金事務の経験が浅い場合など、その指導に不測の日数を要す。</li> <li>② 交付対象数が多い上に、短期間に複数の補助金に係る交付申請書・実績報告書の受理・審査をし、交付決定、支払、確定をしなければならないため、事務作業が膨大である。</li> </ul>	
5 事前審査に係るもの	3件
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 3月31日まで継続して実施される補助事業も多く、年度末まで事業実績が判明しないため、実績報告が4月にならざるを得ない。実務上、額の確定が翌年度以降でないといけないものが多く、額の確定にあたって、会計課の事前審査を受けることができない。 また、支払時期が5月下旬になるので、出納閉鎖の間際になり、事務の負担が大きい。</li> <li>② 3月31日付けで事前審査を受ける必要のある減額変更を伴う額の確定は、実際の事務処理が翌年度以降となるため、必然的に事前審査未了となる。(ほか1件)</li> </ul>	

#### 4 監査委員の意見

補助事業の実施に当たっては、社会経済情勢に適応しているか、今後どの分野への重点的取組が必要となるかなどを検討していく上で、事業の成果・効果等に基づく検証が重要です。

「長野県行政・財政改革方針」の中で示されているとおり、限られた財源の中で新たな施策に取り組むためには、既存事業を抜本的に見直す必要があります。このことは、補助金等交付事務においても例外ではありません。県が真に果たすべき役割や費用対効果を踏まえ、事業の必要性、有効性、終期設定の可否などの視点から、今後とも不断の見直しを行ってください。

今回、「補助金等の交付事務」について、重点監査を実施したところ、交付要綱の整備や事務執行の適正化に向けて課題が見受けられました。

以下に交付要綱の整備や事務執行の適正化に向けての着眼点を記載しましたので、点検・見直しを進めてください。

##### (1) 交付要綱等規程の明確化について

補助金に関する法令等としては、「地方自治法」「地方自治法施行令」「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」「財務規則」「補助金等交付規則」があり、「補助金等の交付規則の施行について（通達）（昭和34年3月30日付34監察第1号）」で個々の要綱で定める事項について明示しています。

今回の監査では、対象経費の規定が実態とそぐわなくなっているもの、「別に定める」と規定されている事項について取扱いが不明確であったもの、経費区分の内訳、指令前着手、軽微変更や中間報告の規定が不十分なものなど幾つか事務上の問題点が確認されました。

補助金交付事務の適正化を図るためには、必要な事務手続等について積極的に要綱等に記載し、事務担当者のみならず補助事業者にとっても、分かりやすくする必要があります。

改めて、部局単位で現行の要綱等を点検し見直しを行ってください。

「第3 重点監査」の「テーマ1：補助金等交付事務の執行状況について」の「3 監査結果」の「(I) 補助金等の交付状況」の「エ」からシまでに見直しの留意点を記載しています。また、見直しに必要な項目等を記載した参考資料1「補助金要綱等整備に係る確認表（例）」及び参考資料2「県単独補助金交付の一般的な事務手続き」を作成しましたので参考にしてください。

(対象：補助金所管部局)

##### (2) 事務執行の適正化について

###### ア 進捗管理の徹底

今回の監査では、交付申請から決定までに審査期間が3か月を超えるものなどが見受けられました。

交付決定の遅れは、事業着手への影響や概算払が受けられなくなることなど、補助事業者に負担を強いる結果ともなります。

また、額の確定事務の遅れは、補助金の支払時期の遅れにつながり、補助事業者の資金計画にも影響を与えるおそれがあります。これが、経済対策に係る補助金ならば、経済対策の効果にも影響するものです。

補助事業者にとっても、補助金等の申請に係る交付決定や承認の見通しが立てられることは、補助事業の計画的な遂行に必要であると考えます。

ある県では、申請から交付決定までの処理期間を要綱等で規定しています。また、本県でも事務の遅延や漏れを防ぐため、予算執行管理表や審査チェック表を作成し、進捗状況を組織で管理している所属や補助事業者と定期的に進捗状況の確認を行っている所属があります。このような取組を参考に、問題点の改善に向け、補助事業者等の意見聴取を行うなど、実務面の工夫を考慮しながら要綱等の整備を含め、適切な時期に交付決定や承認等ができるよう進捗管理の方法を検討してください。

(対象：総務部・補助金所管部局)

#### イ 補助事業者に対する周知

今回の監査では、申請書の不備により交付決定が遅れたもの、実績報告書が所定の期間内に提出されていなかったものなど、補助事業者の理解不足に起因するものも少なからぬ所属で見受けられました。

要綱等については、補助事業者が容易に理解できるよう知らせることが大切です。補助金の交付手続の遅れなど問題点が生じた所属においては、申請手続に係る問題点等を精査し、補助要件や提出書類等を要綱等で明確にした上で、年間スケジュール、補助金事務手続のフローや質疑応答など補助事業者が容易に理解できるものを作成し配布する、説明会を開催し周知する、また、要綱等をホームページに掲載するなど、事務手続の周知、徹底に努めてください。

(対象：補助金所管部局)

#### ウ 事前審査のあり方の検討

今回の監査では、失念等により事前審査を受けていなかったものを指導としていますが、これらを含め事前審査対象補助金のうち3割程度が事前審査未了となっています。

主な原因は、運営費等の補助金のように翌年度4月以降に年度末の実績報告を基に変更交付決定を行う場合など、決定日は年度末、回付日は翌年度4月となり事前審査をすることができないためですが、出納機関によっては、回付の時期は逸しているため事前審査としてではなく、書類内容の確認を行っている機関もありました。

事前審査を受けるべき案件で書類の回付が事後になってしまったものについても、事前審査の趣旨に鑑み、書類の審査は、内容の正確性、支払遅延の防止等適切な事務処理を行う上で必要であるため、統一した審査のあり方を検討してください。

(対象：会計局)





項 目	チェック欄	備考(課題等)
(6) 中間報告		
ア 遂行状況報告の提出を求めているか		
イ 遂行状況報告が必要な場合、報告の時期や報告書の様式を明示しているか		
(7) 実績報告		
ア 「額の確定」に必要な項目を記載しているか		
イ 添付書類は実績報告書の内容を確認できるものを求めているか		
(8) 請 求		
ア 概算払を認めているか		
イ 概算払請求書等に支払いが必要な理由、時期を記載する欄があるか		
(9) 取得財産の管理・処分		
ア 取得財産の処分制限を設けているか		
イ 財産の管理方法を定めているか		
ウ 補助金に係る書類の保存について定めているか		
(10) 事業成果		
ア 事後の検証等補助成果を追跡しているか		
(イ) 評価基準を定めているか		
(ロ) 補助後の成果状況報告書の提出やその提出期限を定めているか		
(11) 関係書類		
ア 必要書類は整備されているか		
(イ) 交付申請書および添付書類の様式、提出部数		
(ロ) 交付申請書の取下書の様式、提出期限、提出部数		
(ハ) 事前着手届(指令前着手を設定している場合)の様式		
(ニ) 事業着手届および事業完了届の様式		
(ホ) 事業計画の変更、中止および廃止承認申請書の様式、提出期限、提出部数		
(ヘ) 状況報告書、実績報告書および添付書類の様式、提出部数		
(セ) 補助金の返還等に係る書類の様式、提出部数		
(ケ) その他必要な書類(財産の処分承認申請書等)		

## 4 その他作成した方がよいもの

(規定関係)

- (1) 補助金事務取扱マニュアル
- (2) 補助金事務年間スケジュール
- (3) 補助金質疑応答

(執務関係)

- (1) 補助金交付事務の進行管理表
- (2) 履行確認の検査調書
- (3) 申請書及び額の確定におけるチェックリスト

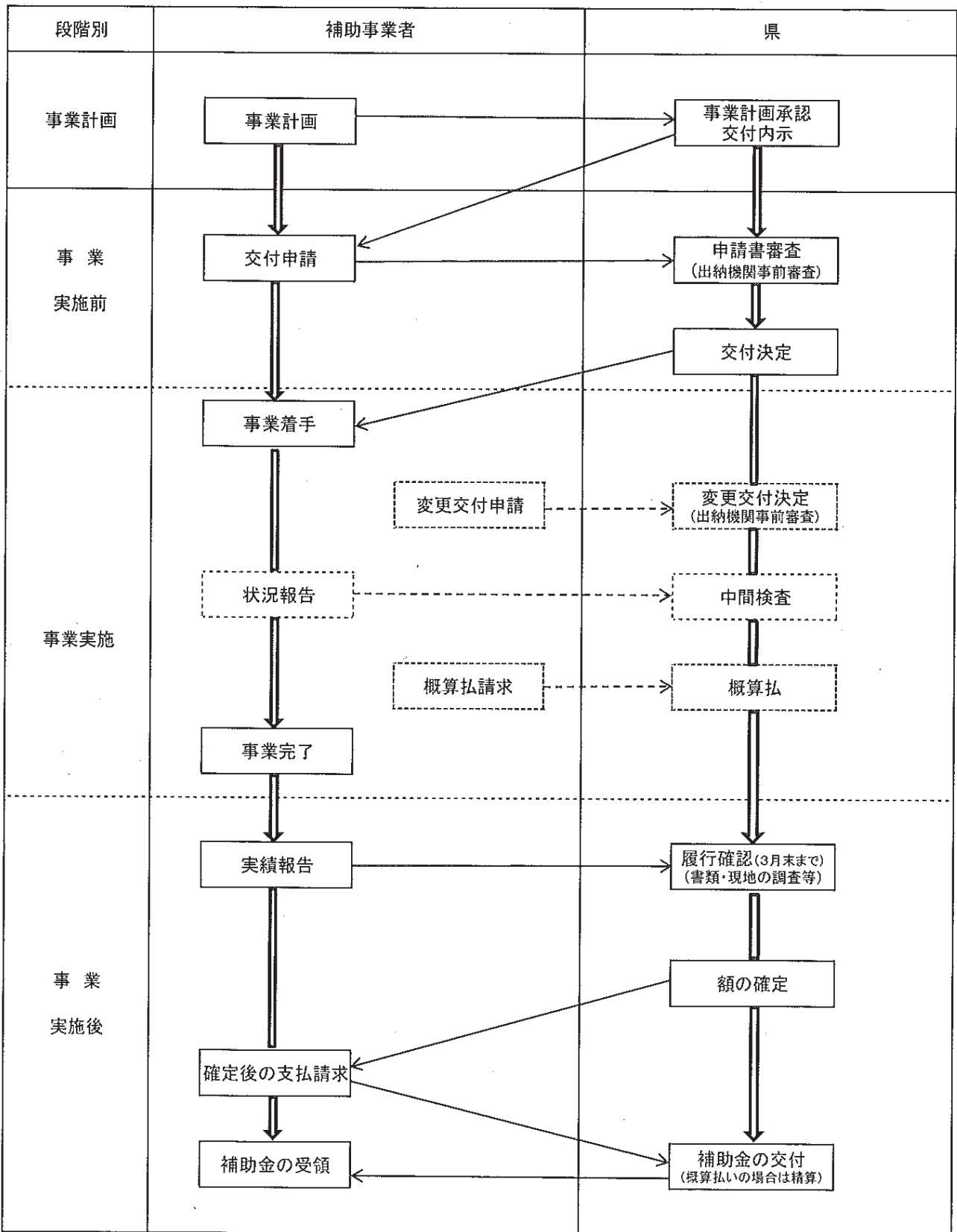
## 5 補助事業者に対する周知方法等

- (1) 説明会の開催  実施  実施しない
- (2) 事務処理・技術指導等  実施  実施しない

(注) この確認表は、補助金要綱の整備に当たり、課題があった点を確認事項としました。補助金により必要な項目が違いますので、必要事項を追記して使用してください。

参考資料2

【県単独補助金交付の一般的な事務手続き】



※点線のものが必要に応じて行う。

(詳細は会計関係例規集 10 質疑応答(会計指導回答記録)別表(補助金等事務処理手続きフロー図)第3条関係参照)

## テーマ2：建設副産物の有効利用の取組について

## 1 監査目的

限りある資源を有効に活用し、環境への負荷を低減して循環型社会の形成を推進するため、建設分野においては、工事に伴って発生する建設副産物のリサイクルが進められています。

廃棄物処理に関しては「発生抑制」、「再使用」、「再生利用」の基本的な柱「3R」により取組が進められており、建設分野においては特定建設資材（コンクリート、アスファルト・コンクリート（以下「アスファルト」という。）、木材）の「再生利用」について数値目標<sup>※1</sup>を掲げて再資源化の促進が図られています（表-1）。

表-1 「建設リサイクル推進計画2008」<sup>※2</sup>の目標達成状況(長野県分抜粋)

(データ出典:国土交通省ホームページより)

	平成17年度	平成20年度	平成24年度	備 考
アスファルト塊	97.3%	98.8%	99.7%	平成24年度目標値:98%以上
コンクリート塊	97.5%	97.4%	99.7%	平成24年度目標値:98%以上
建設発生木材	67.3%	76.0%	83.0%	平成24年度目標値:77%以上

一方、廃棄物の「発生抑制」や現場内の「再使用」については、施設の計画的な補修による長寿命化や、発生抑制の技術開発などが進められていますが、更に効果を高めるためには、建設工事の各現場において取組を一層促進することが重要です。

各現場でどのような「発生抑制」や「再使用」が行われているか、その状況や課題等を把握し、今後の建設工事における廃棄物減量化の促進につなげるため、重点的に監査を実施しました。

## 2 監査対象

工事等監査対象機関（35機関）が行った、平成25年度に竣工した全ての工事及び完了した全ての維持管理に係る委託（ただし、測量や設計、調査など現地での作業のないものは除く。）のうち、建設発生土を除く建設副産物<sup>※3</sup>について次の事項を調査しました。

## (1) 建設副産物に関する処分の状況

〈廃棄物処分費が直接工事費で100万円以上要したものの量、費用等の実態調査〉

本調査でいう「廃棄物処分」とは、工事現場から排出された建設廃棄物が所定の施設で、再資源化されること、焼却等により減量化されること、最終処分されること、これらを総じて「廃棄物処分」と定義します。

## (2) 建設副産物に関する有効利用の状況

※1 排出量に対する資源化量と再使用量の比（再資源化率）、及び排出量に対する資源化量と再使用量と縮減量（焼却や脱水による減量）の比（再資源化・縮減率）

※2 国、地方公共団体、民間が行う建設工事全体を対象とし建設廃棄物の再資源化率等を目標指標した国土交通省の行動計画

※3 建設工事に伴い副次的に得られた物品の総称。建設発生土、コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材、建設汚泥、金属くずなど（表-2）

＜「発生抑制」、「再使用」、「その他活用」を行ったものの品目、量、取組内容等の実態調査＞

本調査でいう「有効利用」とは、他の用途で再使用するというに加え、発生そのものを抑制すること、有価物として売却すること、引取り希望者へ提供すること、これらを総じて「有効利用」と定義します。

表-2 建設副産物(建設発生土を除く)の主な内容

名称	主な内容
木材類	工作物の新築、改築、除去に伴って生じる伐採木や解体木材などの建設発生木材及び道路や河川等の維持管理に伴う刈草や伐採木など。
コンクリート塊	工作物の新築、改築、除去に伴って生じたコンクリート材。既設建造物の取壊しによって生じるものが多い。
アスファルト塊	工作物の新築、改築、除去に伴って生じたアスファルト材。既設舗装の取壊しによって生じるものが多い。
建設汚泥類	含水比が高く微細な泥状の掘削物。基礎工事や推進工(円筒形の掘削機で地中を掘り進み下水道管路などを構築する工法)において排出されることが多い。
その他副産物	金属くず、廃プラスチックなど上記に該当しない建設副産物。

3 監査結果

(1) 建設副産物に関する処分の状況

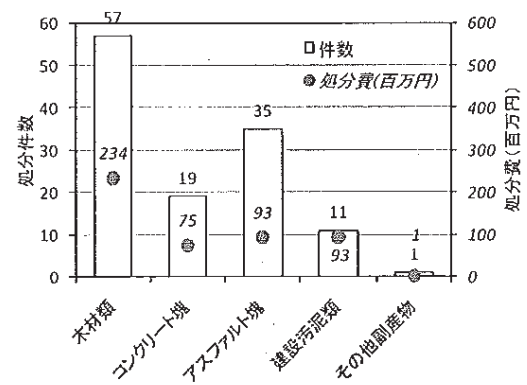
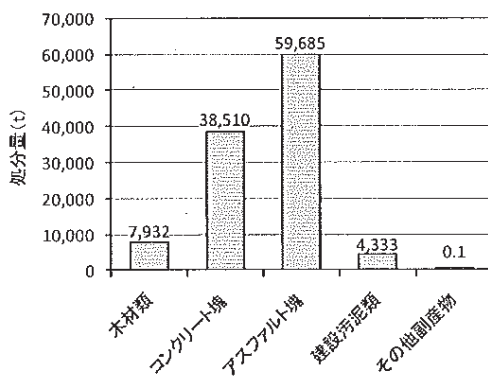
平成25年度に竣工した工事及び完了した維持管理に係る委託は、契約件数で約8千件、契約額で854億余円であり、このうち100万円以上の廃棄物処分を行ったものは、契約件数で123件、処分費<sup>※4</sup>で約5億円です。全体に対する比率は、件数で1.5%、金額で0.6%となっています。(表-3)

廃棄物処分を行った主な品目は、木材類、コンクリート塊、アスファルト塊、建設汚泥類であり、その内訳は、図-1及び2に示すとおりです。なお、木材類、コンクリート塊、アスファルト塊については、前述の再資源化率で示されたとおり、80%以上が再資源化されていると考えられます。

表-3 廃棄物処分件数

契約全体	うち廃棄物処分 ( ):全体に対する比
8,000件	123件 (1.5%)
85,400百万円	496百万円※ (0.6%) 処分量=110,460t

※処分金額は直接工事費に換算率を乗じて算出した概数



※4 直接工事費に諸経費等の換算率を乗じて算出した概数

処分量については、アスファルト塊が59,685tで最も多く、全体の54%を占めています。次いで、コンクリート塊の38,510tで、35%を占めています。件数としては、木材類が57件、アスファルト塊が35件、コンクリート塊が19件となっています。

処分量において多くを占めるアスファルト塊及びコンクリート塊並びに処分件数において多くを占める木材類についてその内容を考察します。

#### ア 木材類の処分状況

処分した木材類の種類は、工事に伴い伐採した支障木の枝条や根株、幹などと、建築工事で排出された解体木材が多く、全体処分量に占める割合は、前者が89%、後者が7%となっています。(図-3)

また、どのような工事で処分されたかについては、県管理道路や農道、林道の整備(道路工)に伴うものが全体の41%、砂防や治山等のえん堤の建設に伴うものが17%、河川や道路の維持管理に伴うものが12%となっています。(図-4)

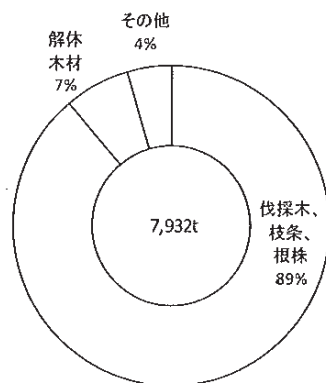


図-3 木材類の内訳(種別)

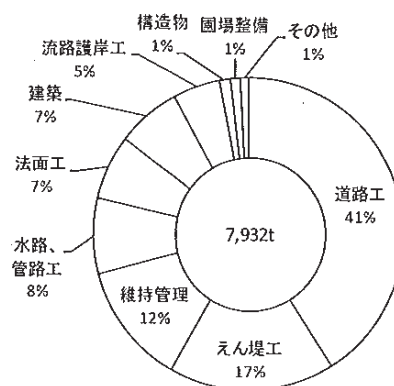


図-4 木材類の内訳(工種)

#### イ コンクリート塊の処分状況

コンクリート塊の処分量については、建築工事が75%を占め、次いで道路工が14%となっています。建築工事では、県立高校や警察署等の建物除却工事に伴い発生するものが大多数で、残りは、庁舎の耐震改修等の改築工事によるものです。道路工では、道路改築の際に取り壊される水路やよう壁などの既設構造物が主なものです。(図-5)

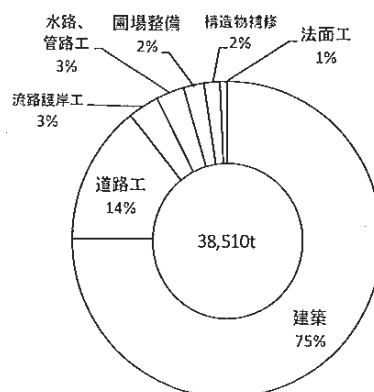


図-5 コンクリート塊の内訳(工種)

#### ウ アスファルト塊の処分状況

アスファルト塊については、ほとんど(99.5%)が舗装修繕工事により排出されたもので、その種類は、アスファルト掘削塊とアスファルト切削材に大別されます。いずれも舗装を打ち直す際に排出されるもので、前者は掘削機械で剥ぎ取った厚さ数センチメートルの板状の廃材で、後者は路面切削機でアスファルト舗装の表面を所定の厚さに削り取る際に発生する粒及び

小石状の廃材です。全体処分量に占める割合は、アスファルト掘削塊が76%、アスファルト切削材が24%となっています(図-6)。

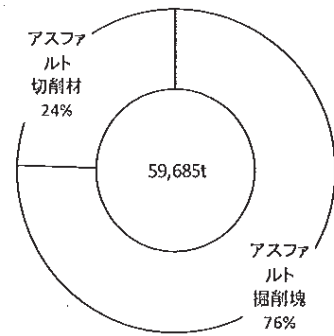


図-6 アスファルト塊の内訳(種別)

エ 部局構成

木材類、コンクリート塊、アスファルト塊の処分量の部局構成について見ると、木材類については建設部(土木)が72%、コンクリート塊では建設部(建築)が75%、アスファルト塊は建設部(土木)が95%をそれぞれ占めています(図-7)。

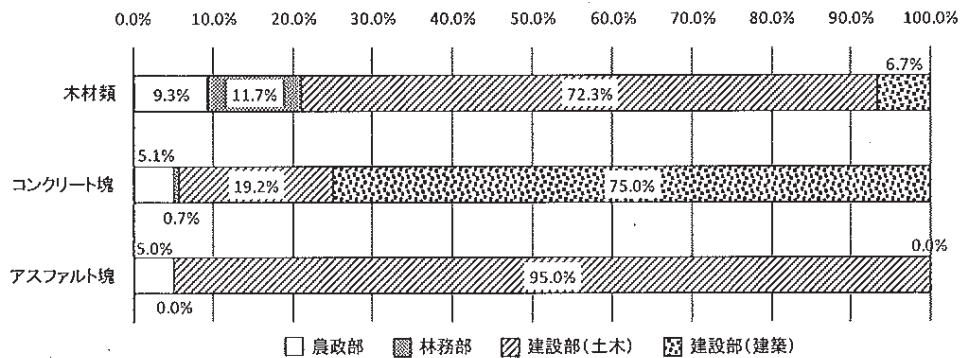


図-7 廃棄物処分の部局内訳

(2) 建設副産物に関する有効利用の状況

調査の結果、平成25年度に竣工した工事及び完了した維持管理に係る委託において、有効利用が図られた件数は176件で、調査対象全契約件数8千件の2.2%となっています。品目別の利用量では、アスファルト塊が21,292tで突出しており、次いで金属くずが1,708t、木材類が957tとなっています。件数においては、金属くずが最も多く92件、次いで木材類45件とアスファルト塊39件となっています(表-4、図-8、9)。

表-4 有効利用件数と利用量

品目	利用量(t)	件数
木材類	957	45
アスファルト塊	21,292	39
金属くず	1,708	92
合計	23,957	176

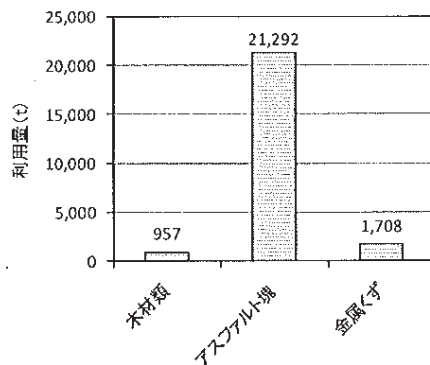


図-8 品目別の利用量

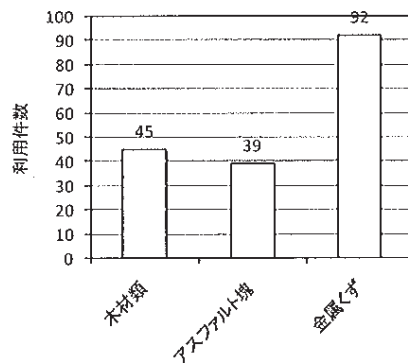


図-9 品目別の件数

ア 木材類の利用状況

利用の方法で最も多いのは、伐採木のうち薪等に有効利用できる部分を引取り希望者に提供

し処分費用と運搬費用の低減を図る取組で、37件(818t)が確認されました(表-5、図-10)。なお、工事で出た伐採木の引渡しに際しては、引取り希望者の募集方法や、保管方法などの手順が定められています。

上記以外では、伐採木をチップ化し浸食防止材として地表に播く取組が3件(104t)、盛土<sup>のり</sup>法面保護材として設置する事例が3件(25t)確認されました。いずれも工事現場内での再使用で、前者は、現地に移動式破碎機を搬入し、伐採した枝条や根株をチップ化した後、浸食防止材として地表に播く<sup>ま</sup>くものです。人の手により敷き均す方法と、チップに現地発生土と肥料、固結材を配合し機械により法面に吹き付ける方法が行われています。後者は、抜根された根株のうち根の部分<sup>のり</sup>を刈り揃えて整形し、道路盛土の法尻に設置するものです。

表-5 木材類の利用状況

	利用量(t)	件数	備考
希望者へ提供	818	37	引取り希望者へ提供《その他活用》
チップ化利用	104	3	チップ化し浸食防止材として実播《再使用》
法面保護材利用	25	3	盛土法面保護材として設置《再使用》
その他	10	2	かご枠の沈下防止材としての利用等《再使用》
合計	957	45	

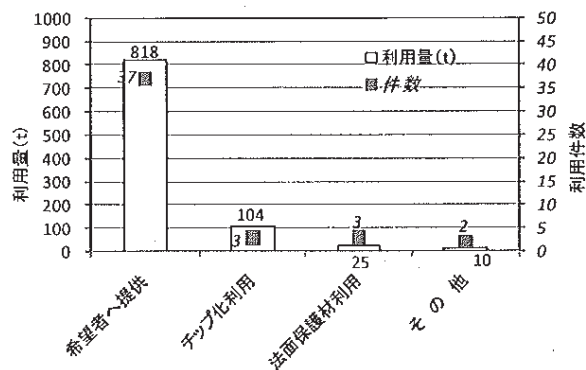


図-10 木材類の利用状況

#### イ アスファルト塊の利用状況

アスファルト塊の有効利用については、39件(21,292t)の取組が行われています(表-6)。発生抑制は全て路上再生路盤工の採用によるものです。路上

再生路盤工とは、アスファルト舗装の打替え工事において、既設アスファルトを現位置(路上)で破碎し、セメント等の添加材を加え、下面の路盤材<sup>※5</sup>とともに混合かくはんして締め固めることにより新たに路盤を形成させるものです。この工法は、通常の打替え工事に比べアスファルト廃材の排出が少ないことが特徴ですが、添加材や混合かくはんの費用等が別に必要となり、その量や混合厚さなどは施工場所によって異なることから、採用にあたっては、個々の現場ごとに施工条件を踏まえ経済比較を行い決定しています。

表-6 アスファルト塊の利用状況

	利用量(t)	件数	備考
発生抑制	21,292	39	路上再生路盤工の採用《発生抑制》
合計	21,292	39	

#### ウ 金属くずの利用状況

金属くずの有効利用については、91件(1,705t)が売却されています(表-7、図-11)。そのうち、89件(1,499t)が工事費の積算において金属の売却費を相殺する方法(スクラップ控除)で精算されたもので、内訳は、鉄筋、鉄骨、防護柵(ガ

表-7 金属くずの利用状況

	利用量(t)	件数	備考
売却	1705	91	売却、積算上のスクラップ控除《その他活用》
スクラップ控除	1499	89	
直接売却	206	2	
他施設転用	3	1	同所で管理する他の施設へ転用《再使用》
合計	1,708	92	

※5 路盤：アスファルトなど舗装版の下でこれを支持し、荷重を分散させて地盤に伝達させる層。粒度が調整された碎石が用いられることが多い。



ードレール等)、防護網(ロックネット等)、管材、仮設材などです。残る2件(206t)は、管理者において直接売り払ったもので、いずれも流域下水道の終末処理場の改築更新で発生した物品に対して行ったものです。

売却以外では、他施設に転用した事例(再利用)として、不要となった浄水場の非常用自家発電機を廃棄物とはせず、機器再調整のうえ同所が管理する水源池に移設し、井戸ポンプの非常用電源として有効利用を図った取組が確認されました。

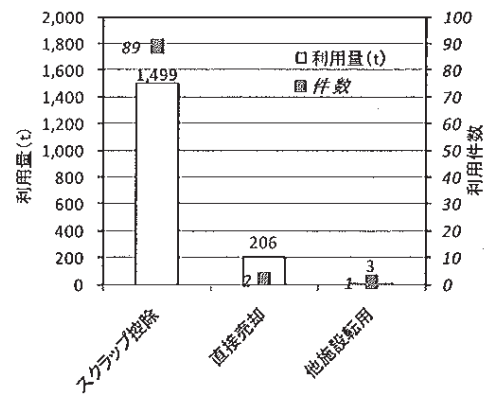


図-11 金属くずの利用状況

エ 建設副産物の処分と有効利用の関係

建設副産物の処分と有効利用の関係を図-12、13に示します。なお、本調査のうち建設副産物の処分については、処分費が100万円以上の事例を抽出して整理しており、全ての処分数との関係を表しているものではありません。

木材類については、957t、45件の有効利用の取組が見られました。このことから、量的には小さいものの、数多くの取組が重ねられていることが推察されます。

コンクリート塊については、有効利用の事例は確認されませんでした。これは、排出されるコンクリート塊の多くが鉄筋構造物である建築工事からのものであり、コンクリート単一素材を抽出しての有効利用が難しかったことが一因と考えられます。

アスファルト塊については、21,292t、39件の有効利用の取組が見られました。量、件数ともに比較的高い割合で有効利用が図られている背景には、路上再生路盤工という技術的に確立された工法の存在があると考えられます。

建設汚泥類については、有効利用の事例は確認されませんでした。発生した建設汚泥は、基礎工事や下水道管路の推進工により排出された廃泥で、その性状から有効利用には至らなかったと考えられます。

金属くずについては、1,708t、92件という多くの箇所で積極的に有効利用されています。

その他副産物は、水力発電所の機器更新により発生したPCB廃棄物(特別管理産業廃棄物)の処分数です。

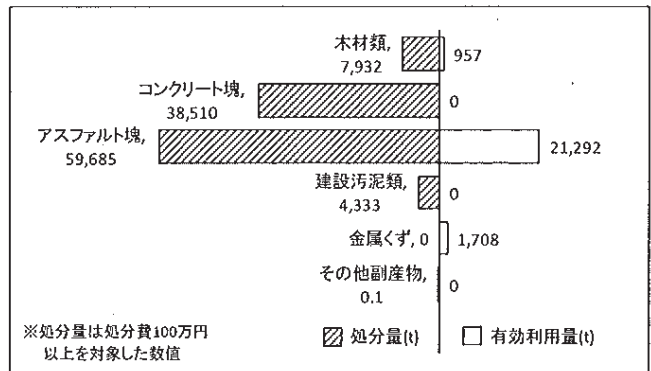


図-12 処分量と利用量

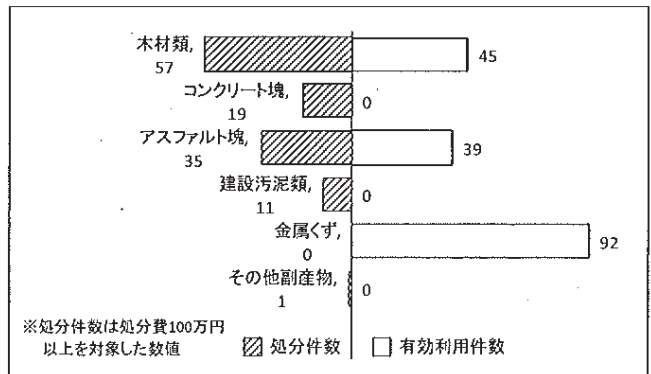


図-13 処分数と利用件数

### オ 利用方法の傾向

「発生抑制」、「再使用」、「その他活用(売却、引取り希望者へ提供)」の傾向については、図-14のとおりです。発生抑制は39件確認されており、全て路上再生路盤工によるアスファルト塊の発生抑制です。再使用については、木材類の現場内使用が8件となっています。有価物として売却したのは金属くずの91件、引取り希望者へ提供したのは木材類の37件などとなっています。

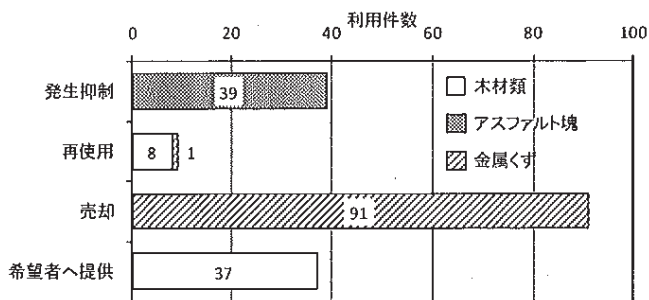


図-14 利用方法の傾向

### (3) 有効な取組事例

本調査で確認された176件の取組のうち、機関を問わず、特に参考となる事例についてまとめました。

#### ・ 伐採木の提供

工事や維持管理業務等で伐採された樹木のうち薪等で有効利用できる部分を引取り希望者に提供する取組。あらかじめ募集した引取り希望者が集積場所からの積込み、運搬を行い、利用されている。

【佐久建設事務所、伊那建設事務所、松本建設事務所、長野建設事務所、姫川砂防事務所】



写真-1 伐採木の集積状況

#### ・ 伐採木の根株の再使用

工事で発生した支障木の根株を道路法尻保護材として再使用した。盛土法面の法尻は勾配変化点のため雨水浸食が起りやすい部位であり、このような保護を施すことで法面の安定が図られている。

【佐久地方事務所林務課】



写真-2 根株による法尻保護工

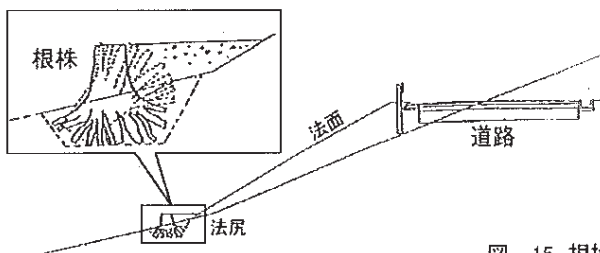


図-15 根株による法尻保護工

#### ・ 伐採木をチップ化し再使用

移動式破碎機を現地に搬入し、表土の侵食防止材や法面吹付け材など緑化を前提として再使用した。

【木曾地方事務所林務課、北安曇地方事務所林務課、長野地方事務所農地整備課】

- 伐採木を基礎材として再使用  
軟弱な地盤における多段式かご枠工において、かご枠の背面沈下を防止するため、伐採木の幹を胴木基礎<sup>※6</sup>として再使用した。

【上伊那地方事務所林務課】

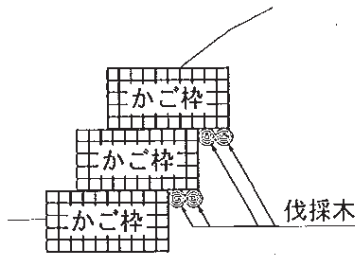


図-16 伐採木幹による胴木基礎



写真-3 かご枠完成状況

- 路盤材の再使用  
(※本件は、建設発生土の有効利用に当たり本調査の対象外であるが、参考となる取組のためここに紹介する。)  
舗装工事に先立ち試掘を行い既設路盤の厚さや幅を把握し、路盤部の掘削と路盤周辺の土砂の掘削とを分けて行うことで土砂混入の少ない路盤材を採取した。これを同工事の舗装新設箇所の路床置換層<sup>※7</sup>として再使用した。

【推奨事例：松本地方事務所農地整備課】

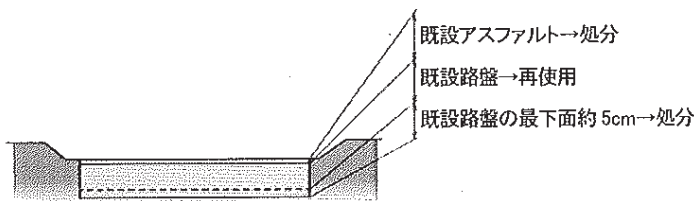


図-17 道路横断面図(イメージ)

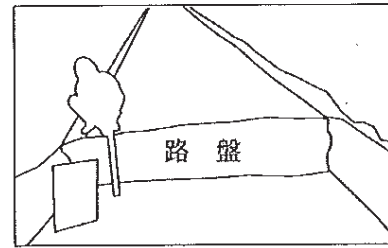
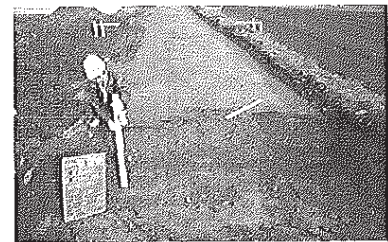


写真-4 既設路盤厚の検測状況

#### 4 監査委員の意見

気候変動など県民生活に重大な影響を及ぼすとされる地球温暖化対策が喫緊の課題となっている現在、循環型社会の形成に向け、排出物の発生抑制、再使用及び再資源化の取組が各分野で進められています。

社会インフラに目を向けると、高度経済成長期に一齐に建設された施設の老朽化が始まっており、施設の長寿化や計画的な改築・修繕が重要となっている一方、県内各地には整備を必要とする社会インフラが依然数多く残されています。今後、建設工事により排出される建設副産物は増大していくことが考えられ、個々の現場における減量化やリサイクルに関する取組の積み重ねが重要となっています。

今回、調査を行ったところ、多くの有益な取組事例が確認されるとともに、改善すべき事項も認められましたので、これらについて留意の上、取組の一層の推進に努めてください。

(対象：工事等監査対象全機関及びその主管課)

##### (1) 木材類について

伐採木の引取り希望者への提供については、薪ストーブ利用者からの需要が多く見込めることから、

※6 構造物の不等沈下を防止するため、その下に布設される材木

※7 路床：路盤の下1mまでの地盤。強度が不足している場合、碎石などで置き換える必要がある。

各発注機関で積極的に取り組まれています。化石燃料への依存度を減らすという方向性を分かりやすく実践できる本取組は、県民の環境意識の高揚にもつながる意義深いもので、今後も取組を重ねてください。

引渡しに際しての事務処理については、建設部においては「建設工事に伴い発生する伐採木の提供に関する特記仕様書について(通知)」(平成22年5月24日付け技術管理室長発)により、事務処理手順が明確化されています。これにより引取り希望者の募集方法や伐採木の保管方法、引渡し時の記録事項などが定められていますが、本通知文は、建設部以外の部局に対しては効力のない参考通知となっているため、これら部局においても手順の明確化を行ってください。

伐採木をチップ化して現地使用する取組については、破砕機の数や作業ヤードの確保など、一定の条件を満たす必要があり全ての現場での実施は困難ですが、設計時や工事発注時にはこの可能性について検討してください。また、チップの使用については、「廃棄物の適正な処理の確保に関する条例」(平成20年長野県条例第16号)第9条及び同条例施行規則(平成20年長野県規則第44号)第6条で、チップの長さや使用範囲などの基準が定められていますので留意してください。

## (2) アスファルト塊について

アスファルト塊の減量化においては、路上再生路盤工による発生抑制が有効であることから、引き続き取組を重ねてください。また、施工機械が特殊で台数が限られていることから、工事が集中しないよう、計画的な発注に努めてください。

## (3) 金属くずについて

金属くずについては、多くの工事箇所でも有効利用(売却)が図られています。これは、建築物の除却工事などをはじめとした建設工事において分別解体が進み、排出される金属くずに価値が生まれたものと考えられます。金属くずは、金属価格の相場や処分場までの運搬距離、コンクリートなど異物の付着の度合いなどにより廃棄物か有価物かが分かれますが、一部工事において、この判断が不十分なまま処理されている事例が確認されました。工事の設計・施工に当たっては、排出される金属くずの市場性を的確に判定し、相応の処理を行うよう努めてください。

流域下水道の終末処理場においては、場内の処理施設の改築更新により排出された機器類について細やかな分別基準を設け、広い敷地をいかしたストック体制の確保により、確実な収益に結びつけました。引き続き取組を重ねてください。

今回の調査では、建設副産物の有効利用の取組として様々な取組が収集される中、発生抑制の取組事例は路上再生路盤工のみという結果となりました。発生抑制については、循環型社会形成において再資源化や再使用より上位の取組でありながら、成果が実態として現れにくいことから、担当者の意識が希薄になりがちです。環境政策を支える3Rの一つであることを再度認識していただき、再資源化や再使用とともに発生抑制の取組が更に進んでいくことを期待します。

## 第4 監査委員の意見

地方自治法第199条第10項の規定により、監査の結果に関する報告に添えて提出する意見は、次のとおりです。

### 1 各部局に共通する意見

#### 監 査 委 員 の 意 見

##### 1 会計事務における執行管理の徹底

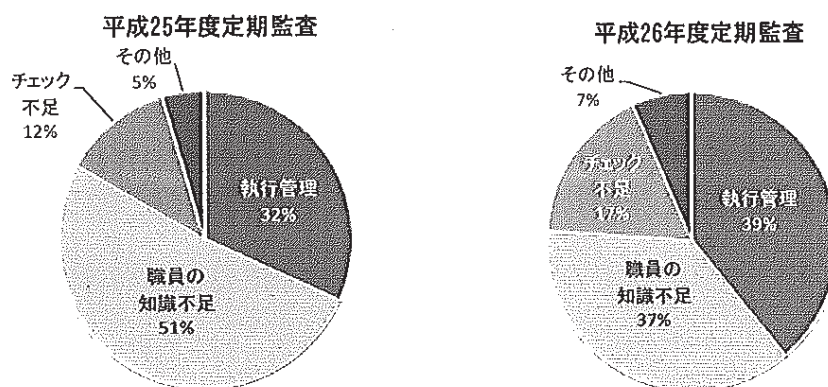
指摘・指導事項件数は、本年度が30件で、前年度の42件と比べて約7割に減少しています。これは、「平成24年度定期監査の結果に関する報告」への対応から、行政改革課が窓口となり、繰り返し指導を受けている事項や共通事項を整理することで各機関の情報共有を図るとともに、その改善に向けた取組をフォローしていく態勢がつけられ、その効果が現れつつあるものと考えられます。

しかし、事務処理ミスを減らすことはできても無くすことはできません。そこで、今年度の定期監査では、指摘・指導事項案件の発生原因を調査し、主たる発生原因を整理したものが、次の4分類になります。

- ・「執行管理」 …収入調定の遅延や支払遅延、事前審査漏れなどの執行管理に問題があったもの
- ・「職員の知識不足」 …収入調定の誤りや、不作為などの職員の知識不足や誤認等によるもの
- ・「チェック不足」 …計算などの単純ミスやチェック体制に問題があったもの
- ・「その他」

これを平成25年度の指摘・指導事項と比較したものが、次の円グラフです。

(指摘・指導事項に係る延機回数により集計)



両年度を比較してみると、「職員の知識不足」による割合が大きく減少し、「執行管理」や「チェック不足」に係るものの割合が相対的に増加しています。

これは、研修会の開催や通知等により、まちがえやすい事例について繰り返し注意喚起されたことで、情報の共有化が進み、誤った認識や知らなかったことによるミスが減少してきた一方で、収入事務における督促・催促漏れ、事前審査漏れ、事務処理の遅延、精算漏れといった執行管理が不十分であったものや、チェック不足によるものが依然として発生しており、なお改善の余地があることを示しています。

これまでの指導事項に対して講じた措置の内容でも、「チェックリスト」や「進行管理表」を作成したもの、ダブルチェックなどのチェック体制を見直したものが数多く報告されています。担当者任せにすることなく、事務手続の「見える化」によって組織内の共有化を図り、複数者がチェックすることで執行管理を行えば、ほとんどの誤りは無くなると考えます。

改めて、部局単位での執行管理について現状の見直しと検討を求めます。

## 監査委員の意見

## 2 税外収入未済額の解消

平成25年度の収入未済額のうち、県税及び県税付帯債権に係るものを除いた税外収入未済額の状況は、「一般会計・特別会計に係る税外収入未済額一覧表」のとおりです。その総額は24億414万余円で、前年度に比べ482万余円(0.2%)の増加となっています。平成22年度をピークとして、2期連続して減少してきましたが、やや足踏み状態となっています。

## (税外収入未済額の推移)

区分	平成25年度	平成24年度	増減	前年度比
収入未済額	2,404,141,314円	2,399,312,620円	4,828,694円	100.2%

このうち、貸付金など継続性があり今後も収入未済が発生する可能性のある債権(注)の収入未済額は18億2,820万余円で、前年度に比べ1,250万余円(0.7%)の増加となっています。これは、高等学校等奨学金貸付金返還金、地域改善対策高等学校等進学奨励金貸付金返還金などにおいて、前年度より大幅に増加したことが影響しています。

## (継続性があり今後収入未済発生の可能性のある債権の推移)

区分	平成25年度	平成24年度	増減	前年度比
※印の付いた債権の計	1,828,207,673円	1,815,704,368円	12,503,305円	100.7%

## (上記債権の回収状況)

新たな収入未済額A	収入済額B	不納欠損した額C	減額調定額D	増減額A-B-C-D
174,233,069円	131,387,759円	29,224,385円	1,117,620円	12,503,305円

各債権の増減額をみると、上記の他、県営住宅明渡請求に伴う損害賠償金、心身障害者扶養共済加入者掛金などで増加し、県営住宅使用料、高度化資金貸付金、母子寡婦福祉資金貸付金、看護職員修学資金貸付金などで減少しています。特に、これまで増加傾向にあった母子寡婦福祉資金貸付金では、民間委託の活用などで収入済額が大幅に増加したことにより縮減が図られています。

しかしながら、収入未済額は依然として多額であり、年々増加の一途をたどる貸付金もあります。このため、平成26年3月に長野県税外収入未収金縮減対策委員会によって策定された「税外未収金に係る債権回収・整理マニュアル」に基づき、引き続き本庁と現地機関が一体となって、縮減に向けた取組を積極的に進めてください。また、民間の債権回収事業者に未収金回収等業務を委託することにより効果をあげているものもあります。他の未収金についても委託を検討してください。

(注) これらの債権の状況については、「2 部局ごとの意見」において個別(県営住宅敷地(駐車場)使用料を除く。)に記載してあります。

監査委員の意見

一般会計・特別会計に係る税外収入未済額一覧表

部局	機関名	債権名	収入未済額(円)
県民文化部	こども家庭課	児童福祉施設入所負担金※	82,279,723 公
	こども家庭課	児童扶養手当過払返納金※	17,571,290 公
	こども家庭課	母子寡婦福祉資金貸付金※ (特)	278,139,009 私
健康福祉部	医療推進課	看護職員修学資金貸付金※	6,644,333 私
	障がい者支援課	社会福祉施設入所者負担金※	2,601,005 公
	障がい者支援課	心身障害者扶養共済加入者掛金※ (特)	8,057,100 私
	松本保健福祉事務所	障害者自立支援対策特別対策事業補助金	17,997,000 公
	伊那保健福祉事務所	公衆浴場設備改善事業補助金	3,357,705 公
	総合リハビリテーションセンター	施設使用料	5,002,139 私
	保健福祉事務所	生活保護費	19,555,843 公
		未熟児養育医療一部負担金 他	284,935
環境部	資源循環推進課	不法投棄産業廃棄物撤去代執行費用弁済金	275,347,188 公
	環境保全研究所	行政財産管理経費	25,922 私
産業労働部	産業立地・経営支援課	県有財産貸付特約付売買契約に係る契約解除に伴う違約金	55,812,200 私
	産業立地・経営支援課	不法占有に係る賃料相当額	60,642,945 私
	産業立地・経営支援課	高度化資金貸付金※ (特)	791,852,239 私
	産業立地・経営支援課	設備近代化資金貸付金※ (特)	39,749,849 私
		コモンズ新産業創出事業助成金 他	547,832
農政部	農村振興課	農業改良資金貸付金※ (特)	28,105,000 私
	農村振興課	漁業改善資金貸付金 (特)	5,631,975 私
	松本地方事務所農地整備課	入札保証金	1,965,075 私
	諏訪地方事務所農地整備課	契約解除に伴う前払金返還に係る利息	25,729 私
林務部	信州の木活用課	林業・木材産業改善資金貸付金※ (特)	16,570,930 私
	信州の木活用課	林業・木材産業改善資金貸付金違約金 (特)	2,161,578 私
建設部	建築住宅課	県営住宅使用料※	165,622,292 私
	建築住宅課	県営住宅敷地(駐車場)使用料※	1,441,890 私
	建築住宅課	県営住宅明渡請求に伴う損害賠償金※	106,052,521 私
	松本建設事務所	契約解除に伴う補償金	99,521,879 私
	上田建設事務所	河川占用料	13,934,266 公
	北信建設事務所	復旧工事原因者負担金	4,431,000 公
	北信建設事務所	工事現場整理費用	1,030,676 私
	地方事務所建築課	県営住宅一時使用料	1,113,758 公
	建設事務所	契約解除に伴う違約金等	2,511,684 私
教育委員会	高校教育課	高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金※	1,261,000 私
	高校教育課	地域改善対策高等学校等進学奨励金貸付金※	141,135,126 私
	高校教育課	高等学校等奨学金貸付金※ (特)	109,355,631 私
	高校教育課	高等学校等遠距離通学費貸付金※ (特)	31,768,735 私
	高等学校	高等学校授業料	4,139,274 公
		契約解除に伴う違約金等	893,038
		計	2,404,141,314

(注) 県税付帯債権(延滞金等)は除いています。  
 ※: 貸付金など継続性があり今後収入未済発生の可能性がある債権  
 特: 特別会計に係る貸付金などの債権  
 公: 使用料、手数料、分担金などの公法上の債権、いわゆる「公債権」  
 私: 貸付金や財産収入などの私法上の債権、いわゆる「私債権」

## 監 査 委 員 の 意 見

## 3 県有施設の維持管理の徹底

白田高等学校では、消防設備保守点検において再三にわたり不備が指摘されいながら修理等の対応が行われていなかった事例が、また、下伊那地方事務所建築課では、管理する県営住宅の受水槽・高架水槽の定期清掃及び点検が2年近くにわたり実施されていなかった事例が確認されました。いずれも極めて遺憾なことであり、指導事項として改善を求めたところです。

この他にも、指導事項には至りませんでした。道路防災施設保守点検、消防設備保守点検などにおいて、対応に問題があったものが確認されました。

県有施設を管理する機関においては、法令等の定めにより、各種保守点検業務を委託により実施しています。これらは、県有施設を安全かつ衛生的に維持するために実施しているものであり、不備事項が指摘された場合には、その程度や緊急性を正確に確認し、速やかに対処する義務を有していると考えます。

また、これらの保守点検業務は、年間を通じて、又は特定の時期に定期的実施されているものです。で、執行管理表を作成するなど、実施時期や官公庁への報告時期を逸することがないよう、担当者のみならず複数の者で管理していくことが必要です。

## 4 備品・物品購入に当たっての経費節減努力

県内の現地機関において、10万円未満の物品購入については一者随契も可能になっていますが、複数業者からの見積徴取、見積業者の変更、共同購入、年間所要量の一括購入や単価契約の導入など、様々な工夫を凝らして経費節減に取り組んでいる機関がありました。その一方で、大半の物品を一者随契により、特定業者から購入している機関も見受けられました。ルール違反ではないとしても、経費節減に意欲を持って取り組んでほしいものです。

また、教材用機器などの備品購入では、一般競争入札や公募型見積り合わせに一者しか参加していない場合が多数見受けられました。特に、専門性の高い機器の場合、機種が限定される傾向がありますが、指定機種相当品とする場合も複数機器を指定するなど、競争性を確保する工夫が必要です。

## 5 公務中の交通事故防止

公務中の交通事故による損害賠償は、平成25年度に開催された長野県議会定例会において専決処分報告等があったものが、52件、1,181万余円となっており、前年度と比較して、金額では80万余円減少しているものの、件数では5件増加しています。全体のうち6件は人身事故を伴っています。また、損害賠償とは別に、公用自動車の修理等の費用が必要になっています。

公務中の交通事故は、県に財産的な損害を発生させ、県の業務運営にも支障を生じさせるばかりか、職員の生命・身体の安全にもかかわるものです。特に、県が加害者となる交通事故は、県行政に対する県民の信頼を損なうことにもなりかねません。

公用自動車の運転に当たっては、職員一人ひとりが安全運転に努め、事故防止に留意するとともに、職場ごとに安全運転の取組方法を工夫することにより法令遵守の徹底を図ってください。

(交通事項に係る損害賠償件数及び賠償額)

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	前年度比
件数	44件	47件	52件	110.6%
うち人身事故件数	8件	7件	6件	85.7%
賠償額	20,383,660円	12,614,988円	11,811,822円	93.6%



## 2 部局ごとの意見

次の事項については、担当機関としての方針について回答を求めました。

部局等	監査委員の意見	所管機関																													
総務部	<p><b>1 収入未済額の解消</b></p> <p>県税の収入未済額は、平成21年度以来4年間、連続して10%前後の削減を継続しています。</p> <p>金額では、平成21年度の約68億円に対して、平成25年度には約43億円と、約25億円を削減してきており、平成9年度以来16年ぶりに決算額が50億円を下回るなど、削減に対する大きな努力が認められます。これは、収入未済額に占める割合が高い、個人県民税（全体比75%）と自動車税（全体比12%）を中心とした対策の効果が現れてきたものと考えます。</p> <p>個人県民税対策としては、市町村の同意のもと県職員による直接徴収を実施したほか、市町村職員と協働して徴収業務に当たり、市町村への技術的、人的支援を行っていました。</p> <p>自動車税対策としては、コンビニ収納を実施したほか、アウトソーシングにより設置した県税電話催告センターで、滞納初期から電話催告を集中的に行い、自主納付を促進するとともに、職員は滞納処分に専念し、財産調査の実施による差押えの早期着手を行っていました。</p> <p>今後とも、県税の収入未済の縮減に向けて、収入歩合等の具体的な数値目標を設定して進捗管理を徹底するとともに、滞納整理の早期着手などの取組を引き続き推進してください。</p>	税務課																													
	(現年度分と滞納繰越分の合計)																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成25年度末</th> <th>平成24年度末</th> <th>増減</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県税</td> <td>4,353,805,313円</td> <td>5,052,921,772円</td> <td>△699,116,459円</td> <td>86.2%</td> </tr> </tbody> </table>		区分	平成25年度末	平成24年度末	増減	前年度比	県税	4,353,805,313円	5,052,921,772円	△699,116,459円	86.2%																			
	区分		平成25年度末	平成24年度末	増減	前年度比																									
	県税		4,353,805,313円	5,052,921,772円	△699,116,459円	86.2%																									
	(主な内訳)																														
	①個人県民税		3,279,419,025円	3,693,307,674円	△413,888,649円	88.8%																									
	②自動車税		536,591,163円	637,389,188円	△100,798,025円	84.2%																									
	③不動産取得税		225,705,082円	295,114,635円	△69,409,553円	76.5%																									
	④法人事業税		138,274,107円	186,218,074円	△47,943,967円	74.3%																									
(収入未済額額の推移)																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>現年度分</th> <th>滞納繰越分</th> <th>合計</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成21年度</td> <td>2,503,643,787円</td> <td>4,345,687,252円</td> <td>6,849,331,039円</td> <td>103.1%</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>1,629,596,633円</td> <td>4,655,100,749円</td> <td>6,284,697,382円</td> <td>91.8%</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>1,417,310,778円</td> <td>4,195,871,392円</td> <td>5,613,182,170円</td> <td>89.3%</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>1,390,766,585円</td> <td>3,662,155,187円</td> <td>5,052,921,772円</td> <td>90.0%</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>1,225,063,454円</td> <td>3,128,741,859円</td> <td>4,353,805,313円</td> <td>86.2%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	現年度分	滞納繰越分	合計	前年度比	平成21年度	2,503,643,787円	4,345,687,252円	6,849,331,039円	103.1%	平成22年度	1,629,596,633円	4,655,100,749円	6,284,697,382円	91.8%	平成23年度	1,417,310,778円	4,195,871,392円	5,613,182,170円	89.3%	平成24年度	1,390,766,585円	3,662,155,187円	5,052,921,772円	90.0%	平成25年度	1,225,063,454円	3,128,741,859円	4,353,805,313円	86.2%	
区分	現年度分	滞納繰越分	合計	前年度比																											
平成21年度	2,503,643,787円	4,345,687,252円	6,849,331,039円	103.1%																											
平成22年度	1,629,596,633円	4,655,100,749円	6,284,697,382円	91.8%																											
平成23年度	1,417,310,778円	4,195,871,392円	5,613,182,170円	89.3%																											
平成24年度	1,390,766,585円	3,662,155,187円	5,052,921,772円	90.0%																											
平成25年度	1,225,063,454円	3,128,741,859円	4,353,805,313円	86.2%																											

部局等	監 査 委 員 の 意 見					所管機関																						
県 民 文 化 部	<b>2 税外収入未済額の解消</b> 縮減が図られています。収入未済の縮減に引き続き努力してください。					こども・家庭課																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成25年度末</th> <th>平成24年度末</th> <th>増 減</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童福祉施設入所負担金</td> <td>82,279,723円</td> <td>83,682,217円</td> <td>△ 1,402,494円</td> <td>98.3%</td> </tr> <tr> <td>児童扶養手当過払返納金</td> <td>17,571,290円</td> <td>18,141,330円</td> <td>△ 570,040円</td> <td>96.9%</td> </tr> <tr> <td>母子寡婦福祉資金貸付金</td> <td>278,139,009円</td> <td>280,398,789円</td> <td>△ 2,259,780円</td> <td>99.2%</td> </tr> </tbody> </table>						区 分	平成25年度末	平成24年度末	増 減	前年度比	児童福祉施設入所負担金	82,279,723円	83,682,217円	△ 1,402,494円	98.3%	児童扶養手当過払返納金	17,571,290円	18,141,330円	△ 570,040円	96.9%	母子寡婦福祉資金貸付金	278,139,009円	280,398,789円	△ 2,259,780円	99.2%		
	区 分	平成25年度末	平成24年度末	増 減	前年度比																							
	児童福祉施設入所負担金	82,279,723円	83,682,217円	△ 1,402,494円	98.3%																							
	児童扶養手当過払返納金	17,571,290円	18,141,330円	△ 570,040円	96.9%																							
	母子寡婦福祉資金貸付金	278,139,009円	280,398,789円	△ 2,259,780円	99.2%																							
(債権回収の状況：増減の内訳)																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>新たな収入未済額 A</th> <th>収入済額 B</th> <th>不納欠損額 C</th> <th>減額調定額 D</th> <th>増減額 A-B-C-D</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童福祉施設入所負担金</td> <td>15,392,195円</td> <td>500,763円</td> <td>15,927,506円</td> <td>366,420円</td> <td>△1,402,494円</td> </tr> <tr> <td>児童扶養手当過払返納金</td> <td>2,345,430円</td> <td>1,425,200円</td> <td>1,490,270円</td> <td>0円</td> <td>△ 570,040円</td> </tr> <tr> <td>母子寡婦福祉資金貸付金</td> <td>30,698,717円</td> <td>31,520,404円</td> <td>1,438,093円</td> <td>0円</td> <td>△2,259,780円</td> </tr> </tbody> </table>					区 分	新たな収入未済額 A	収入済額 B	不納欠損額 C	減額調定額 D	増減額 A-B-C-D	児童福祉施設入所負担金	15,392,195円	500,763円	15,927,506円	366,420円	△1,402,494円	児童扶養手当過払返納金	2,345,430円	1,425,200円	1,490,270円	0円	△ 570,040円	母子寡婦福祉資金貸付金	30,698,717円	31,520,404円	1,438,093円	0円	△2,259,780円
区 分	新たな収入未済額 A	収入済額 B	不納欠損額 C	減額調定額 D	増減額 A-B-C-D																							
児童福祉施設入所負担金	15,392,195円	500,763円	15,927,506円	366,420円	△1,402,494円																							
児童扶養手当過払返納金	2,345,430円	1,425,200円	1,490,270円	0円	△ 570,040円																							
母子寡婦福祉資金貸付金	30,698,717円	31,520,404円	1,438,093円	0円	△2,259,780円																							
健 康 福 祉 部	<b>3 税外収入未済額の解消</b> 縮減が図られています。収入未済の縮減に引き続き努力してください。					医療推進課																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成25年度末</th> <th>平成24年度末</th> <th>増 減</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>看護職員修学資金貸付金</td> <td>6,644,333円</td> <td>8,056,000円</td> <td>△1,411,667円</td> <td>82.5%</td> </tr> </tbody> </table>						区 分	平成25年度末	平成24年度末	増 減	前年度比	看護職員修学資金貸付金	6,644,333円	8,056,000円	△1,411,667円	82.5%												
	区 分	平成25年度末	平成24年度末	増 減	前年度比																							
看護職員修学資金貸付金	6,644,333円	8,056,000円	△1,411,667円	82.5%																								
(債権回収の状況：増減の内訳) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>新たな収入未済額 A</th> <th>収入済額 B</th> <th>不納欠損額 C</th> <th>減額調定額 D</th> <th>増減額 A-B-C-D</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>看護職員修学資金貸付金</td> <td>525,333円</td> <td>1,937,000円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>△1,411,667円</td> </tr> </tbody> </table>					区 分	新たな収入未済額 A	収入済額 B	不納欠損額 C	減額調定額 D	増減額 A-B-C-D	看護職員修学資金貸付金	525,333円	1,937,000円	0円	0円	△1,411,667円												
区 分	新たな収入未済額 A	収入済額 B	不納欠損額 C	減額調定額 D	増減額 A-B-C-D																							
看護職員修学資金貸付金	525,333円	1,937,000円	0円	0円	△1,411,667円																							
健 康 福 祉 部	<b>4 税外収入未済額の解消</b> 縮減に一層の努力を要します。					障がい者支援課																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成25年度末</th> <th>平成24年度末</th> <th>増 減</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>心身障害者扶養共済加入者掛金</td> <td>8,057,100円</td> <td>7,152,060円</td> <td>905,040円</td> <td>112.7%</td> </tr> </tbody> </table>						区 分	平成25年度末	平成24年度末	増 減	前年度比	心身障害者扶養共済加入者掛金	8,057,100円	7,152,060円	905,040円	112.7%												
	区 分	平成25年度末	平成24年度末	増 減	前年度比																							
	心身障害者扶養共済加入者掛金	8,057,100円	7,152,060円	905,040円	112.7%																							
	(債権回収の状況：増減の内訳)																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>新たな収入未済額 A</th> <th>収入済額 B</th> <th>不納欠損額 C</th> <th>減額調定額 D</th> <th>増減額 A-B-C-D</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>心身障害者扶養共済加入者掛金</td> <td>2,012,680円</td> <td>686,260円</td> <td>395,280円</td> <td>26,100円</td> <td>905,040円</td> </tr> </tbody> </table>						区 分	新たな収入未済額 A	収入済額 B	不納欠損額 C	減額調定額 D	増減額 A-B-C-D	心身障害者扶養共済加入者掛金	2,012,680円	686,260円	395,280円	26,100円	905,040円										
区 分	新たな収入未済額 A	収入済額 B	不納欠損額 C	減額調定額 D	増減額 A-B-C-D																							
心身障害者扶養共済加入者掛金	2,012,680円	686,260円	395,280円	26,100円	905,040円																							
縮減が図られています。収入未済の縮減に引き続き努力してください。																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成25年度末</th> <th>平成24年度末</th> <th>増 減</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉施設入所者負担金</td> <td>2,601,005円</td> <td>2,816,045円</td> <td>△ 215,040円</td> <td>92.4%</td> </tr> </tbody> </table> (債権回収の状況：増減の内訳) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>新たな収入未済額 A</th> <th>収入済額 B</th> <th>不納欠損額 C</th> <th>減額調定額 D</th> <th>増減額 A-B-C-D</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉施設入所者負担金</td> <td>360,560円</td> <td>575,600円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>△215,040円</td> </tr> </tbody> </table>					区 分	平成25年度末	平成24年度末	増 減	前年度比	社会福祉施設入所者負担金	2,601,005円	2,816,045円	△ 215,040円	92.4%	区 分	新たな収入未済額 A	収入済額 B	不納欠損額 C	減額調定額 D	増減額 A-B-C-D	社会福祉施設入所者負担金	360,560円	575,600円	0円	0円	△215,040円		
区 分	平成25年度末	平成24年度末	増 減	前年度比																								
社会福祉施設入所者負担金	2,601,005円	2,816,045円	△ 215,040円	92.4%																								
区 分	新たな収入未済額 A	収入済額 B	不納欠損額 C	減額調定額 D	増減額 A-B-C-D																							
社会福祉施設入所者負担金	360,560円	575,600円	0円	0円	△215,040円																							

部局等	監査委員の意見					所管機関																																	
産業労働部	<p><b>5 税外収入未済額の解消</b></p> <p>縮減が図られています。収入未済の縮減に引き続き努力してください。</p> <table border="1" data-bbox="331 338 1273 477"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成25年度末</th> <th>平成24年度末</th> <th>増 減</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高度化資金貸付金</td> <td>791,852,239円</td> <td>796,365,239円</td> <td>△ 4,513,000円</td> <td>99.4%</td> </tr> <tr> <td>設備近代化資金貸付金</td> <td>39,749,849円</td> <td>40,339,849円</td> <td>△ 590,000円</td> <td>98.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(債権回収の状況：増減の内訳)</p> <table border="1" data-bbox="331 539 1273 707"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>新たな収入未済額 A</th> <th>収入済額 B</th> <th>不納欠損額 C</th> <th>減額調定額 D</th> <th>増減額 A-B-C-D</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高度化資金貸付金</td> <td>0円</td> <td>4,513,000円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>△4,513,000円</td> </tr> <tr> <td>設備近代化資金貸付金</td> <td>0円</td> <td>590,000円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>△ 590,000円</td> </tr> </tbody> </table>					区 分	平成25年度末	平成24年度末	増 減	前年度比	高度化資金貸付金	791,852,239円	796,365,239円	△ 4,513,000円	99.4%	設備近代化資金貸付金	39,749,849円	40,339,849円	△ 590,000円	98.5%	区 分	新たな収入未済額 A	収入済額 B	不納欠損額 C	減額調定額 D	増減額 A-B-C-D	高度化資金貸付金	0円	4,513,000円	0円	0円	△4,513,000円	設備近代化資金貸付金	0円	590,000円	0円	0円	△ 590,000円	産業立地・経営支援課
区 分	平成25年度末	平成24年度末	増 減	前年度比																																			
高度化資金貸付金	791,852,239円	796,365,239円	△ 4,513,000円	99.4%																																			
設備近代化資金貸付金	39,749,849円	40,339,849円	△ 590,000円	98.5%																																			
区 分	新たな収入未済額 A	収入済額 B	不納欠損額 C	減額調定額 D	増減額 A-B-C-D																																		
高度化資金貸付金	0円	4,513,000円	0円	0円	△4,513,000円																																		
設備近代化資金貸付金	0円	590,000円	0円	0円	△ 590,000円																																		
農政部	<p><b>6 税外収入未済額の解消</b></p> <p>縮減が図られています。収入未済の縮減に引き続き努力してください。</p> <table border="1" data-bbox="331 965 1273 1048"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成25年度末</th> <th>平成24年度末</th> <th>増 減</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業改良資金貸付金</td> <td>28,105,000円</td> <td>28,575,000円</td> <td>△ 470,000円</td> <td>98.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(債権回収の状況：増減の内訳)</p> <table border="1" data-bbox="331 1111 1273 1227"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>新たな収入未済額 A</th> <th>収入済額 B</th> <th>不納欠損額 C</th> <th>減額調定額 D</th> <th>増減額 A-B-C-D</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業改良資金貸付金</td> <td>1,546,000円</td> <td>2,016,000円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>△470,000円</td> </tr> </tbody> </table>					区 分	平成25年度末	平成24年度末	増 減	前年度比	農業改良資金貸付金	28,105,000円	28,575,000円	△ 470,000円	98.4%	区 分	新たな収入未済額 A	収入済額 B	不納欠損額 C	減額調定額 D	増減額 A-B-C-D	農業改良資金貸付金	1,546,000円	2,016,000円	0円	0円	△470,000円	農村振興課											
区 分	平成25年度末	平成24年度末	増 減	前年度比																																			
農業改良資金貸付金	28,105,000円	28,575,000円	△ 470,000円	98.4%																																			
区 分	新たな収入未済額 A	収入済額 B	不納欠損額 C	減額調定額 D	増減額 A-B-C-D																																		
農業改良資金貸付金	1,546,000円	2,016,000円	0円	0円	△470,000円																																		
林務部	<p><b>7 税外収入未済額の解消</b></p> <p>縮減が図られています。収入未済の縮減に引き続き努力してください。</p> <table border="1" data-bbox="331 1469 1273 1570"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成25年度末</th> <th>平成24年度末</th> <th>増 減</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>林業・木材産業改善資金貸付金</td> <td>16,570,930円</td> <td>16,844,930円</td> <td>△ 274,000円</td> <td>98.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(債権回収の状況：増減の内訳)</p> <table border="1" data-bbox="331 1632 1273 1749"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>新たな収入未済額 A</th> <th>収入済額 B</th> <th>不納欠損額 C</th> <th>減額調定額 D</th> <th>増減額 A-B-C-D</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>林業・木材産業改善資金</td> <td>0円</td> <td>274,000円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>△274,000円</td> </tr> </tbody> </table>					区 分	平成25年度末	平成24年度末	増 減	前年度比	林業・木材産業改善資金貸付金	16,570,930円	16,844,930円	△ 274,000円	98.4%	区 分	新たな収入未済額 A	収入済額 B	不納欠損額 C	減額調定額 D	増減額 A-B-C-D	林業・木材産業改善資金	0円	274,000円	0円	0円	△274,000円	信州の木活用課											
区 分	平成25年度末	平成24年度末	増 減	前年度比																																			
林業・木材産業改善資金貸付金	16,570,930円	16,844,930円	△ 274,000円	98.4%																																			
区 分	新たな収入未済額 A	収入済額 B	不納欠損額 C	減額調定額 D	増減額 A-B-C-D																																		
林業・木材産業改善資金	0円	274,000円	0円	0円	△274,000円																																		

部局等	監査委員の意見					所管機関																									
建設部	<b>8 税外収入未済額の解消</b> 収入未済の縮減に一層の努力を要します。					建築住宅課																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成25年度末</th> <th>平成24年度末</th> <th>増 減</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県営住宅明渡請求により契約解除された者の損害賠償金</td> <td>106,052,521円</td> <td>99,991,074円</td> <td>6,061,447円</td> <td>106.1%</td> </tr> </tbody> </table>						区 分	平成25年度末	平成24年度末	増 減	前年度比	県営住宅明渡請求により契約解除された者の損害賠償金	106,052,521円	99,991,074円	6,061,447円	106.1%															
	区 分	平成25年度末	平成24年度末	増 減	前年度比																										
	県営住宅明渡請求により契約解除された者の損害賠償金	106,052,521円	99,991,074円	6,061,447円	106.1%																										
	(債権回収の状況：増減の内訳)																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>新たな収入未済額 A</th> <th>収入済額 B</th> <th>不納欠損額 C</th> <th>減額調定額 D</th> <th>増減額 A-B-C-D</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>損害賠償金</td> <td>10,893,223円</td> <td>1,687,077円</td> <td>3,144,699円</td> <td>0円</td> <td>6,061,447円</td> </tr> </tbody> </table>						区 分	新たな収入未済額 A	収入済額 B	不納欠損額 C	減額調定額 D	増減額 A-B-C-D	損害賠償金	10,893,223円	1,687,077円	3,144,699円	0円	6,061,447円													
区 分	新たな収入未済額 A	収入済額 B	不納欠損額 C	減額調定額 D	増減額 A-B-C-D																										
損害賠償金	10,893,223円	1,687,077円	3,144,699円	0円	6,061,447円																										
縮減が図られています。収入未済の縮減に引き続き努力してください。																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成25年度末</th> <th>平成24年度末</th> <th>増 減</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県営住宅使用料</td> <td>165,622,292円</td> <td>177,955,015円</td> <td>△12,332,723円</td> <td>93.1%</td> </tr> </tbody> </table> (債権回収の状況：増減の内訳) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>新たな収入未済額 A</th> <th>収入済額 B</th> <th>不納欠損額 C</th> <th>減額調定額 D</th> <th>増減額 A-B-C-D</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県営住宅使用料</td> <td>58,921,049円</td> <td>63,716,335円</td> <td>6,828,537円</td> <td>708,900円</td> <td>△12,332,723円</td> </tr> </tbody> </table>					区 分	平成25年度末	平成24年度末	増 減	前年度比	県営住宅使用料	165,622,292円	177,955,015円	△12,332,723円	93.1%	区 分	新たな収入未済額 A	収入済額 B	不納欠損額 C	減額調定額 D	増減額 A-B-C-D	県営住宅使用料	58,921,049円	63,716,335円	6,828,537円	708,900円	△12,332,723円					
区 分	平成25年度末	平成24年度末	増 減	前年度比																											
県営住宅使用料	165,622,292円	177,955,015円	△12,332,723円	93.1%																											
区 分	新たな収入未済額 A	収入済額 B	不納欠損額 C	減額調定額 D	増減額 A-B-C-D																										
県営住宅使用料	58,921,049円	63,716,335円	6,828,537円	708,900円	△12,332,723円																										
教育委員会	<b>9 税外収入未済額の解消</b> 収入未済額は年々増加しており、収入未済の縮減に一層の努力を要します。 なお、債権回収業者への委託、支払督促の実施など、より効果的な方策を継続的に実施してください。					高校教育課																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成25年度末</th> <th>平成24年度末</th> <th>増 減</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高等学校等奨学金貸付金</td> <td>109,355,631円</td> <td>90,245,020円</td> <td>19,110,611円</td> <td>121.2%</td> </tr> <tr> <td>地域改善対策高等学校等進学奨励金貸付金</td> <td>141,135,126円</td> <td>134,022,515円</td> <td>7,112,611円</td> <td>105.3%</td> </tr> <tr> <td>高等学校等遠距離通学費貸付金</td> <td>31,768,735円</td> <td>28,770,575円</td> <td>2,998,160円</td> <td>110.4%</td> </tr> <tr> <td>高等学校校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金</td> <td>1,261,000円</td> <td>1,196,000円</td> <td>65,000円</td> <td>105.4%</td> </tr> </tbody> </table>						区 分	平成25年度末	平成24年度末	増 減	前年度比	高等学校等奨学金貸付金	109,355,631円	90,245,020円	19,110,611円	121.2%	地域改善対策高等学校等進学奨励金貸付金	141,135,126円	134,022,515円	7,112,611円	105.3%	高等学校等遠距離通学費貸付金	31,768,735円	28,770,575円	2,998,160円	110.4%	高等学校校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金	1,261,000円	1,196,000円	65,000円	105.4%
	区 分	平成25年度末	平成24年度末	増 減	前年度比																										
	高等学校等奨学金貸付金	109,355,631円	90,245,020円	19,110,611円	121.2%																										
	地域改善対策高等学校等進学奨励金貸付金	141,135,126円	134,022,515円	7,112,611円	105.3%																										
	高等学校等遠距離通学費貸付金	31,768,735円	28,770,575円	2,998,160円	110.4%																										
高等学校校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金	1,261,000円	1,196,000円	65,000円	105.4%																											
(債権回収の状況：増減の内訳)																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>新たな収入未済額 A</th> <th>収入済額 B</th> <th>不納欠損額 C</th> <th>増減額 A-B-C-D</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高等学校等奨学金貸付金</td> <td>32,037,211円</td> <td>12,926,600円</td> <td>0円</td> <td>19,110,611円</td> </tr> <tr> <td>地域改善対策高等学校等進学奨励金貸付金</td> <td>11,667,991円</td> <td>4,555,380円</td> <td>0円</td> <td>7,112,611円</td> </tr> <tr> <td>高等学校等遠距離通学費貸付金</td> <td>6,465,640円</td> <td>3,467,480円</td> <td>0円</td> <td>2,998,160円</td> </tr> <tr> <td>高等学校校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金</td> <td>98,000円</td> <td>33,000円</td> <td>0円</td> <td>65,000円</td> </tr> </tbody> </table>					区 分	新たな収入未済額 A	収入済額 B	不納欠損額 C	増減額 A-B-C-D	高等学校等奨学金貸付金	32,037,211円	12,926,600円	0円	19,110,611円	地域改善対策高等学校等進学奨励金貸付金	11,667,991円	4,555,380円	0円	7,112,611円	高等学校等遠距離通学費貸付金	6,465,640円	3,467,480円	0円	2,998,160円	高等学校校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金	98,000円	33,000円	0円	65,000円		
区 分	新たな収入未済額 A	収入済額 B	不納欠損額 C	増減額 A-B-C-D																											
高等学校等奨学金貸付金	32,037,211円	12,926,600円	0円	19,110,611円																											
地域改善対策高等学校等進学奨励金貸付金	11,667,991円	4,555,380円	0円	7,112,611円																											
高等学校等遠距離通学費貸付金	6,465,640円	3,467,480円	0円	2,998,160円																											
高等学校校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金	98,000円	33,000円	0円	65,000円																											

部局等	監査委員の意見	所管機関
県民文化部	<p><b>10 波田学院の機能強化と適切な定員の設定</b></p> <p>波田学院は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童等に対し、専門的な支援を行う県内唯一の児童自立支援施設として、長きにわたりその役割を果たしてきました。</p> <p>法改正により入所対象児童が拡大され、近年、被虐待児や発達障害児といった特別な支援を必要とする児童の割合が高くなり、他の児童福祉施設で適応できない児童の最後の居場所としての役割も担っていることから、困難事例に関しても受け入れていく使命があります。しかし、入所が適当であるにも関わらず、直ちに入所できない児童もいる現状を踏まえ、適切な定員を設定する必要があると考えます。</p> <p>定員については、児童福祉施設条例に定める「定員」(70人)と、国の措置費の支弁の基礎となる「暫定定員」(平成25年度:21人)があり、条例定員と暫定定員とが乖離した状況が継続しています。寮の運営が、大舎制から小舎夫婦制、小舎交替勤務制へと移行してきたことにより、既に条例定員の収容は現実的ではなくなっていることも見直しを必要とする理由です。</p> <p>これからの波田学院が、児童への個別指導の充実や退所した児童への相談・援助の強化など、新たなニーズや社会的要請に対してどのように対応していくべきか、そのための施設規模や受入れ態勢はどうあるべきかなど、様々な角度から検討、研究し、見直し作業を進める時期にあると考えます。</p>	こども・家庭課
建設部	<p><b>11 県営住宅管理人報酬の支出の透明性確保</b></p> <p>県営住宅管理人については、特別職の職員等の給与に関する条例の規定により、報酬として任命権者が定める額を支給することとされていますが、同人に対して勤務状況に関する報告書の提出を義務付けておらず、実務的には、地方事務所(商工観光)建築課の職員により日常的にその職務の遂行状況が把握されています。県民に対して説明責任を果たす上で、県営住宅管理人の職務遂行に関する記録を整備しておくなど、第三者からみた支出の透明性を高める取組は重要であると考えます。</p>	建築住宅課

部局等	監査委員の意見	所管機関																												
教育委員会 健康福祉部	<p><b>12 県立高等学校における校内献血の推進</b></p> <p>各保健福祉事務所では、若年層の献血者が減少する中で、将来の献血制度を担う世代を確保するため、若い世代への啓発はもちろんのこと、定例献血スポット事業等を実施し、体験・実践の機会を提供しながら、献血の推進に当たっています。</p> <p>そのような中、県内の高等学校における校内献血の実施校は年々減少し、平成25年度は全101校中7校のみとなっています。7校とも私立高等学校で、県立高等学校では、平成23年度以降、全く実施されていません。</p> <p>その理由として、健康面での不安を懸念する保護者等の意見や、貧血症などの不適格者が多いこと、献血後に体調不良を訴える生徒がいることなど、学校単位として行うことの難しさがあることも理解できますが、生徒が献血から学ぶことは計り知れないものがあると考えます。生きた教育としての貴重な機会でありながら、教育現場において活かされていないことは、とても残念なことです。</p> <p>教育委員会としては、校内献血の実施は学校ごとの判断によるものであり、一律の指示等を行っていないとのことですが、ある県では、献血の意義や重要性についての生徒の意識を高めるため、「献血に関する学習指導案」を作成し、「保健体育」の時間において授業を行うよう取り組んだところ、校内献血の実施校も増加したといえます。全国的にも、校内献血の実施率・献血者数がやや増加傾向にある中で、本県教育委員会としても、健康福祉部とも連携し、より具体的かつ積極的な取組を実施されることを望みます。</p> <p>(高等学校における校内献血の実施状況)</p> <table border="1" data-bbox="367 1299 1236 1545"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全 国</td> <td>実施率</td> <td>23.4%</td> <td>23.4%</td> <td>24.9%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(※1) 献血者数</td> <td>62,750人</td> <td>65,267人</td> <td>71,080人</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">長野県</td> <td>実施率</td> <td>8.8%</td> <td>6.9%</td> <td>6.9%</td> <td>6.9%</td> </tr> <tr> <td>(※2) 献血者数</td> <td>412人</td> <td>359人</td> <td>382人</td> <td>348人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※1) 日本赤十字社血液事業本部資料(平成25年9月30日現在) (※2) 長野県健康福祉部薬事管理課資料</p>			平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	全 国	実施率	23.4%	23.4%	24.9%	—	(※1) 献血者数	62,750人	65,267人	71,080人	—	長野県	実施率	8.8%	6.9%	6.9%	6.9%	(※2) 献血者数	412人	359人	382人	348人	保健厚生課 薬事管理課
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度																									
全 国	実施率	23.4%	23.4%	24.9%	—																									
	(※1) 献血者数	62,750人	65,267人	71,080人	—																									
長野県	実施率	8.8%	6.9%	6.9%	6.9%																									
	(※2) 献血者数	412人	359人	382人	348人																									

部局等	監査委員の意見	所管機関																																																				
教育委員会 危機管理部 企画振興部 総務部 県民文化部 健康福祉部 環境部 産業労働部 農政部 林務部 建設部 企業局 警察本部	<p><b>13 AEDの適正な管理</b></p> <p>県内の県立高等学校（付属中学校を含む。）には、AED（自動体外式除細動器）が83校に128台配備されています。このうち、県費で購入したものは98台あり、その大半が平成17年12月から18年2月にかけて一斉に配備したもので、既に購入から8年以上が経過しています。</p> <p>AEDの耐用年数は機種により異なりますが、県立高等学校へ配備された機種の耐用年数は7年であり、既に耐用年数を超過しています。</p> <p>これに対し、高校教育課では、平成26年度から29年度までの4か年で更新することを計画しています。耐用年数が経過したからといって、直ちに使用ができないわけではありませんが、既に作動しないなどの不具合が発生したものであるといい、いつ、作動上の不具合が発生するとも限りません。早急に更新配備することが望まれます。</p> <p>また、AEDが複数台配備されている県立高等学校は約4割に過ぎません。これも、校舎と体育館やグラウンドが離れているなどの理由から、同窓会やPTAなどの私費により購入されたものが大半です。広い校内において心停止発生から5分以内の除細動を可能とするためには、複数台のAEDの配備が望まれるところも少なくないはずです。今後、複数台の配備についても検討をしてください。</p> <p>なお、県立高等学校以外の県有施設でも、AEDが順次配備されてきています。同様に平成17年度に配備されたものも多数あります。一部の施設で電極パッドやバッテリーの使用期限が経過しているものが見受けられました。日々の点検はもちろん、電極パッドやバッテリーの定期的な交換、AEDの更新についても計画的に進めてください。</p> <p>【県有施設への設置状況（医療推進課調べ、H25.10.1現在）】</p> <table border="1" data-bbox="389 1429 1225 1928"> <thead> <tr> <th>施設分類</th> <th>主な施設</th> <th>施設数</th> <th>台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県庁舎・合同庁舎</td> <td>長野県庁舎、合同庁舎</td> <td>14</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>福祉関係施設</td> <td>障がい者福祉センター、信濃学園、西駒郷</td> <td>9</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>医療関係施設</td> <td>総合リハビリテーションセンター</td> <td>1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>文化施設</td> <td>信濃美術館、文化会館</td> <td>6</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>運動施設</td> <td>運動公園、白馬ジャンプ競技場</td> <td>6</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>中学校・高等学校</td> <td>県立高等学校、県立高等学校附属中学校</td> <td>96</td> <td>128</td> </tr> <tr> <td>特別支援学校</td> <td>盲学校、ろう学校、養護学校</td> <td>18</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>教育関係施設</td> <td>技術専門学校、県立図書館、少年自然の家</td> <td>25</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>警察関係施設</td> <td>警察署、運転免許センター</td> <td>28</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>公園</td> <td>南信州広域公園、松本平広域公園</td> <td>9</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>その他の施設</td> <td>勤労者福祉センター、自然保護センター</td> <td>25</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>237</td> <td>287</td> </tr> </tbody> </table>	施設分類	主な施設	施設数	台数	県庁舎・合同庁舎	長野県庁舎、合同庁舎	14	17	福祉関係施設	障がい者福祉センター、信濃学園、西駒郷	9	14	医療関係施設	総合リハビリテーションセンター	1	3	文化施設	信濃美術館、文化会館	6	6	運動施設	運動公園、白馬ジャンプ競技場	6	7	中学校・高等学校	県立高等学校、県立高等学校附属中学校	96	128	特別支援学校	盲学校、ろう学校、養護学校	18	21	教育関係施設	技術専門学校、県立図書館、少年自然の家	25	28	警察関係施設	警察署、運転免許センター	28	28	公園	南信州広域公園、松本平広域公園	9	10	その他の施設	勤労者福祉センター、自然保護センター	25	25	合 計		237	287	高校教育課 消 防 課 交通政策課 財産活用課 県立大学 設立準備課 文化政策課 人権・男女 共同参画課 こども・家庭課 健康福祉政策課 医療推進課 地域福祉課 保健・疾病 対策課 障がい者支援課 食品・生活 衛生課 生活排水課 自然保護課 人材育成課 労働雇用課 農業技術課 信州の木活用課 森林づくり 推進課 建設政策課 都市・まち づくり課 特別支援教育課 教学指導課 文化財・生涯 学習課 スポーツ課 企業局 警察本部
施設分類	主な施設	施設数	台数																																																			
県庁舎・合同庁舎	長野県庁舎、合同庁舎	14	17																																																			
福祉関係施設	障がい者福祉センター、信濃学園、西駒郷	9	14																																																			
医療関係施設	総合リハビリテーションセンター	1	3																																																			
文化施設	信濃美術館、文化会館	6	6																																																			
運動施設	運動公園、白馬ジャンプ競技場	6	7																																																			
中学校・高等学校	県立高等学校、県立高等学校附属中学校	96	128																																																			
特別支援学校	盲学校、ろう学校、養護学校	18	21																																																			
教育関係施設	技術専門学校、県立図書館、少年自然の家	25	28																																																			
警察関係施設	警察署、運転免許センター	28	28																																																			
公園	南信州広域公園、松本平広域公園	9	10																																																			
その他の施設	勤労者福祉センター、自然保護センター	25	25																																																			
合 計		237	287																																																			

部局等	監査委員の意見	所管機関
教育委員会	<p><b>14 長野養護学校の教育環境の整備・充実</b></p> <p>知的障害特別支援学校では、高等部を中心とした生徒の増加に伴い、施設の過密化が進んでおり、教室の増設等が実施されています。</p> <p>特に、長野地区については、長野養護学校の過密化に加え、長野ろう学校の老朽校舎の改築などの喫緊の課題を抱えていたことから、平成21年5月、長野地区特別支援学校再編整備計画が策定され、長野養護学校でも校舎の耐震補強や朝陽校舎・三輪校舎の設置などが進められてきたところですが、第1期計画期間が終了した今も、依然として過密状態は改善しておらず、教育環境面への様々な影響や支障が見受けられます。</p> <p>このため、第1期計画に基づく取組の成果と課題について検証するとともに、第2期計画にあった旧第2通学区内校の設置など抜本的な対策についての検討を急ぐなど、各学校の教育的なニーズや地域の状況に応じた教育環境の整備・充実に、なお一層努めてください。</p>	特別支援教育課
警察本部	<p><b>15 燃料調達に係る競争性の確保</b></p> <p>高速道路交通警察隊では、ガソリンの単価契約について、東北信地区と中南北信地区に分けて、一般競争入札により実施しています。しかし、広範囲をカバーできる業者が限られることもあって、一者応札の状況が継続しており、5年間同一の業者から調達されていました。</p> <p>このことは、長野市松代地区に所在し、広域を管轄している交通機動隊、自動車警ら隊、機動捜査隊についても、同様の傾向が見受けられました。</p> <p>いずれも一般競争入札、公募型見積合わせにより実施されており、正しい契約手続により行った結果ではありますが、特定の業者が何年間も継続して規模の大きい契約を独占していることは、好ましくないと考えます。何らかの競争性を持たせる工夫が必要です。</p> <p>例えば、各所属の入札日や入札会場を集約したり、地区割を細分化したりと、業者が参加しやすい入札方法を検討することが考えられます。各所属の意見を踏まえつつ、効率性や経済性を確保した競争が行われるよう見直しを検討してください。</p>	警察本部

### 3 重点監査に係る意見

テーマ1に係る監査委員の意見は「第3 重点監査」の「テーマ1：補助金等交付事務の執行状況について」の「4 監査委員の意見」に、また、テーマ2に係る監査委員の意見は「第3 重点監査」の「テーマ2：建設副産物の有効利用の取組について」の「4 監査委員の意見」に記載しています。



## 4 推奨事例

## 監査委員の意見

## 1 ホームページ形式を利用した様式等の整理 &lt;長野地方事務所税務課&gt;

共通で使用する様式等はHサーバ(課サーバ)に保存されていますが、何がどこにあるのか探すのに苦労することがよくあります。そこで、長野地方事務所税務課では、ホームページ形式で整理することで、誰でも素早く目的のものを探せるよう工夫しています。

掲載情報は、様式類やマニュアル、各種資料も揃え、業務の流れを意識して整理しています。初心者にも分かりやすく、ベテランにとっても効率的に業務を行うことができると好評です。

このような事例は他所でも見受けられますが、取り扱う件数が多い市町村への住所照会や金融機関への預金照会等については、担当者専用ページを作成し、エクセルでマクロを使ったシステムにより、担当者が取りまとめから照会文書発送まで一括で行うことで、時間を大幅に短縮することができたことが当所の特徴です。事務の合理化に向けた取組として評価できます。

なお、平成25年度税務事務合理化提案により、全県バージョンの徴収事務マニュアルをホームページで作成することになり、平成26年度中の完成を目指し、県税徴収対策室及び各地方事務所税務課のメンバーでチームを作り、作成を開始したとのこと。こちらの成果にも期待が持たれます。

## 2 滞納整理で使用する所独自の事務処理チェック表による進捗状況の管理 &lt;北信地方事務所税務課&gt;

滞納整理では、差押えに係る手続、交付要求に係る手続、執行停止・不納欠損の手続などの事務処理が非常に多岐にわたり、かつ適切な滞納処分時期を逃さないような進捗管理が要求されます。そこで、北信地方事務所税務課では、「差押」「給与差押」「交付要求」「執行停止・不納欠損」の事務処理チェック表を作成し、的確な進捗管理を図るとともに、事務処理の過誤を防止するように工夫をしています。

また、担当者以外の税務課職員の誰が見ても一目で現在の処理状況が分かるようになっており、担当者が欠席の場合でも進捗状況が把握でき、課全体で滞納整理に取り組む体制が築かれています。

なお、職員からは、滞納整理の進捗管理が確実に把握でき、事務処理も簡略化につながり、徴収に時間がかけられるようになったと好評でした。

北信地方事務所では、現年度分については、すべての税目で前年を上回る高い収入歩合を達成しており、事務の合理化に向けた取組として評価できます。

## 3 高等学校給与事務の改善への取組 &lt;高校教育課&gt;

高校教育課では、昨年度の定期監査において、教員特殊業務手当の返納又は追給に係る指導事項が複数校で認められたことから、その改善に向けての指導が繰り返し実施されていました。

平成25年度支給分については、一斉の自主点検が実施され、誤りが確認できたものについては是正措置が講じられており、その後の監査で支給誤りが認められたのは、一部の高等学校で数例のみでした。

平成26年5月に開催された「県立高等学校給与事務担当者説明会」では、教員特殊業務手当をはじめ給与事務全般に対する研修が実施されています。この研修に参加した学校職員からは「理解が深まった」と評判も上々であり、今後の改善効果が期待されます。

このように、指導事項で示された問題点を共通の課題として捉え、一遍の文書指導に終わることなく、改善に向けて積極的に取り組んできており、その姿勢は評価できます。

## 監 査 委 員 の 意 見

## 4 舗装路盤材の有効利用の取組 &lt;松本地方事務所農地整備課&gt;

松本地方事務所農地整備課では、農道の改良により発生する既設舗装の路盤材<sup>※1</sup>を同工事の舗装新設箇所<sup>※2</sup>の路床置換層<sup>※2</sup>の材料として有効利用を図りました。

一般的に道路工事で発生する既設舗装の路盤材は、土砂などの不純物が混入しており路盤材としての性能が保証されないことから、残土として取り扱われます。当該工事では、試掘により既設路盤の厚さや幅などを事前に把握し、路盤部の掘削と周囲の土砂の掘削とを分けて行うことで土砂混入の少ない路盤材を採取し、同工事の舗装新設箇所の路床置換層の材料として再使用しました。

この取組は、路盤材が発生することと、それを有効利用できる工事が近隣にあること、こうした条件がそろったことで可能となったものですが、こうした好機を見逃さず実行に移し、廃棄物の減量化と経費の節減につなげた本事例は、評価に値します。

※1 路盤：アスファルトなど舗装版の下でこれを支持し、荷重を分散させて地盤に伝達させる層。粒度が調整された碎石が用いられることが多い。

※2 路床：路盤の下1mまでの地盤。強度が不足している場合碎石などで置き換える必要がある。

【工事等監査】

## 5 実地監査で確認した特徴的な事業(取組)

## (1) 生徒自らが行う学習環境の整美事業等 &lt;小海高等学校&gt;

小海高等学校では、生徒自らが学習環境の整美事業に取り組んでいます。活動内容の一つが、校内の壁のペンキ塗りで、今や伝統行事として定着しています。毎年2月から3月にかけての3日間、各学年1日ずつ、各学年3分の1ずつの生徒が参加(3年間で全員が参加)し、教室内や廊下のペンキ塗りを行っているものです。壁はベージュ系と淡いグリーン系の2色で塗り分けられ、とても目に優しい印象を受けました。また、廊下や階段、教室の随所にアルミ枠のグリーンの掲示板が設置されていますが、このクロスの張替も生徒会役員が中心になり、夏休み中に行っているとのことでした。掲示板には、クラスごとの連絡や案内、各種作品の展示等も掲示されており、使い勝手が良く、実用的に感じました。

古い校舎ですが、清掃も行き届き、2色のペンキと掲示板のグリーンで彩られた廊下や階段は、とても明るく、美しく、古さを感じさせない心地よいスペースになっています。普通科高校で、これほどの丁寧な仕上げは初めてであり、称賛に値します。

## (2) 笑顔で元気アップ講座 &lt;東信教育事務所&gt;

東信教育事務所では、引きこもり傾向の子どもたちへの対応の一つとして、所独自事業の「笑顔で元気アップ講座」を平成22年度から実施しています。

この講座は、不登校や引きこもり傾向にある子どもたちが、遊びや運動から生まれる充実感や友人とのコミュニケーションを通じて、心と体を解放し笑顔で過ごす時間を共有することを目的として、希望する中間教室等において実施しているものです。年々、講座へ参加する教員が増加しており、多くの職員で児童生徒を支える雰囲気が出てきたとのことであり評価できます。コミュニケーション力不足と言われている中で、本県がこの4月から「信州あいさつ運動」が発足していることもあり、教育委員会も行政もともにタイアップしながら、本講座がより一層の深みと広がりを持つことを期待します。

## (別表2) 監査実施機関一覧

## 1 一般会計・特別会計

## (1) 実地監査

監査実施機関	監査年月日
松本ろう学校	平成26年2月6日
松本警察署	平成26年2月6日
長野養護学校	平成26年2月12日
長野中央警察署	平成26年2月12日
男女共同参画センター	平成26年2月14日
諏訪二葉高等学校	平成26年2月14日
上田警察署	平成26年2月18日
東御清翔高等学校	平成26年3月24日
大町高等学校	平成26年4月22日
大町警察署	平成26年4月22日
岩村田高等学校	平成26年4月23日
小海高等学校	平成26年4月23日
松代高等学校	平成26年4月24日
高速道路交通警察隊	平成26年4月24日
消防学校	平成26年5月8日
県立歴史館	平成26年5月8日
中央児童相談所	平成26年5月9日
長野西高等学校	平成26年5月9日
阿南高等学校	平成26年5月13日
飯田高等学校	平成26年5月14日
飯田風越高等学校	平成26年5月14日
諏訪実業高等学校	平成26年5月19日
伊那警察署	平成26年5月19日
上松技術専門校	平成26年5月20日
木曾養護学校	平成26年5月20日
東京事務所	平成26年5月21日
東京観光情報センター	平成26年5月21日
波田学院	平成26年5月27日
水産試験場	平成26年5月27日
計量検定所	平成26年5月28日
中南信運転免許課	平成26年5月28日
工科短期大学校	平成26年6月6日
東信教育事務所	平成26年6月6日
姫川砂防事務所 *	平成26年6月9日
飯田OIDE長姫高等学校	平成26年6月11日
松本家畜保健衛生所	平成26年6月12日

監査実施機関	監査年月日
南信教育事務所	平成26年6月12日
松本工業高等学校	平成26年6月12日
伊那養護学校	平成26年6月12日
監査委員事務局	平成26年6月13日
上田保健福祉事務所	平成26年6月18日
大町保健福祉事務所	平成26年6月18日
千曲川流域下水道建設事務所 *	平成26年7月1日
長野保健福祉事務所	平成26年7月3日
工業技術総合センター 工業技術総合センター精密・電子技術部門 工業技術総合センター環境・情報技術部門 工業技術総合センター食品技術部門	平成26年7月3日
諏訪建設事務所 *	平成26年7月9日
上田建設事務所 *	平成26年7月14日
上小地方事務所 *	平成26年7月23日
上小農業改良普及センター	平成26年7月23日
総合政策課	平成26年7月25日
広報県民課	平成26年7月25日
交通政策課	平成26年7月25日
環境政策課	平成26年7月25日
環境エネルギー課	平成26年7月25日
水大気環境課	平成26年7月25日
情報政策課	平成26年7月28日
市町村課	平成26年7月28日
地域振興課	平成26年7月28日
財産活用課	平成26年7月28日
生活排水課	平成26年7月28日
自然保護課 *	平成26年7月28日
資源循環推進課	平成26年7月28日
秘書課	平成26年7月29日
人事課	平成26年7月29日
情報公開・法務課	平成26年7月29日
県立大学設立準備課	平成26年7月29日
行政改革課	平成26年7月29日
職員課	平成26年8月4日
財政課	平成26年8月4日

(注) \*印箇所は工事監査対象機関を表します。(以下同じ。)

監査実施機関	監査年月日
税務課	平成26年8月4日
総務事務課	平成26年8月4日
山岳高原観光課	平成26年8月4日
観光誘客課	平成26年8月4日
議会事務局	平成26年8月4日
農業政策課	平成26年8月6日
農業技術課	平成26年8月6日
園芸畜産課	平成26年8月6日
建設政策課	平成26年8月6日
道路管理課	平成26年8月6日
道路建設課	平成26年8月6日
文化政策課	平成26年8月8日
農地整備課	平成26年8月8日
農村振興課	平成26年8月8日
河川課	平成26年8月8日
都市・まちづくり課	平成26年8月8日
建築住宅課 *	平成26年8月11日
施設課 *	平成26年8月11日
教育総務課	平成26年8月11日
スポーツ課	平成26年8月11日
こども・家庭課	平成26年8月12日
私学・高等教育課	平成26年8月12日
健康福祉政策課	平成26年8月12日
義務教育課	平成26年8月12日
高校教育課	平成26年8月12日
教学指導課	平成26年8月12日
医療推進課	平成26年8月19日
地域福祉課	平成26年8月19日
特別支援教育課	平成26年8月19日
文化財・生涯学習課	平成26年8月19日
保健厚生課	平成26年8月19日
警察本部	平成26年8月19日
健康増進課	平成26年8月21日
保健・疾病対策課	平成26年8月21日
介護支援課	平成26年8月21日
障がい者支援課	平成26年8月21日

監査実施機関	監査年月日
森林政策課	平成26年8月21日
信州の木活用課	平成26年8月21日
森林づくり推進課	平成26年8月21日
消防課	平成26年8月26日
危機管理防災課	平成26年8月26日
食品・生活衛生課	平成26年8月26日
薬事管理課	平成26年8月26日
産業政策課	平成26年8月26日
産業立地・経営支援課	平成26年8月26日
ものづくり振興課	平成26年8月26日
会計局	平成26年8月26日
県民協働課	平成26年8月27日
人権・男女共同参画課	平成26年8月27日
国際課	平成26年8月27日
次世代サポート課	平成26年8月27日
人材育成課	平成26年8月28日
労働雇用課	平成26年8月28日
砂防課	平成26年8月28日
長野地方事務所 *	平成26年8月29日
長野農業改良普及センター	平成26年8月29日
北信会計センター	平成26年8月29日
木曾建設事務所 *	平成26年9月2日
北安曇地方事務所 *	平成26年9月3日
北安曇農業改良普及センター	平成26年9月3日
伊那保健福祉事務所	平成26年9月9日
南信労政事務所	平成26年9月9日
伊那建設事務所 *	平成26年9月9日
上伊那地方事務所 *	平成26年9月10日
上伊那農業改良普及センター	平成26年9月10日
南信会計センター	平成26年9月10日
安曇野建設事務所 *	平成26年9月12日
大町建設事務所 *	平成26年9月12日
木曾保健福祉事務所	平成26年9月18日
木曾看護専門学校	平成26年9月18日
木曾地方事務所 *	平成26年9月22日
木曾農業改良普及センター	平成26年9月22日

## (2) 書面監査

監査実施機関	監査実施機関	監査実施機関
人事委員会事務局	大阪事務所	北信建設事務所 *
労働委員会事務局	長野技術専門校	犀川砂防事務所 *
佐久地方事務所 *	松本技術専門校	土尻川砂防事務所 *
諏訪地方事務所 *	岡谷技術専門校	東信会計センター
下伊那地方事務所 *	飯田技術専門校	中信会計センター
松本地方事務所 *	伊那技術専門校	中信教育事務所
北信地方事務所 *	佐久技術専門校	北信教育事務所
消防防災航空センター	東信労政事務所	総合教育センター
松本空港管理事務所	中信労政事務所	県立長野図書館
自治研修所	北信労政事務所	体育センター
短期大学	若年者就業サポートセンター	飯山北高等学校
長野消費生活センター	名古屋観光情報センター	飯山高等学校
松本消費生活センター	大阪観光情報センター	下高井農林高等学校
飯田消費生活センター	農業大学校	中野立志館高等学校
上田消費生活センター	病虫害防除所	中野西高等学校
松本児童相談所	佐久農業改良普及センター	須坂商業高等学校
飯田児童相談所	諏訪農業改良普及センター	須坂東高等学校
諏訪児童相談所	下伊那農業改良普及センター	須坂高等学校
佐久児童相談所	松本農業改良普及センター	須坂園芸高等学校
女性相談センター	北信農業改良普及センター	北部高等学校
佐久保健福祉事務所	農業試験場	長野吉田高等学校
諏訪保健福祉事務所	果樹試験場	長野高等学校
飯田保健福祉事務所	野菜花き試験場	長野商業高等学校
松本保健福祉事務所	野菜花き試験場佐久支場	長野東高等学校
北信保健福祉事務所	畜産試験場	長野工業高等学校
看護大学	南信農業試験場	長野南高等学校
公衆衛生専門学校	佐久家畜保健衛生所	篠ノ井高等学校
須坂看護専門学校	伊那家畜保健衛生所	更級農業高等学校
福祉大学校	飯田家畜保健衛生所	屋代高等学校(附属中学校)
精神保健福祉センター	長野家畜保健衛生所	屋代南高等学校
総合リハビリテーションセンター	林業大学校	坂城高等学校
上田食肉衛生検査所	林業総合センター	上田千曲高等学校
飯田食肉衛生検査所	佐久建設事務所 *	上田高等学校
松本食肉衛生検査所	飯田建設事務所 *	上田染谷丘高等学校
長野食肉衛生検査所	松本建設事務所 *	上田東高等学校
動物愛護センター	千曲建設事務所 *	丸子修学館高等学校
環境保全研究所	須坂建設事務所 *	蓼科高等学校
名古屋事務所	長野建設事務所 *	望月高等学校

監査実施機関	監査実施機関	監査実施機関
小諸商業高等学校	南安曇農業高等学校	科学捜査研究所
小諸高等学校	穂高商業高等学校	交通機動隊
軽井沢高等学校	池田工業高等学校	東北信運転免許課
北佐久農業高等学校	大町北高等学校	機動隊
野沢北高等学校	白馬高等学校	警察学校
野沢南高等学校	長野盲学校	機動捜査隊
白田高等学校	松本盲学校	自動車警ら隊
富士見高等学校	長野ろう学校	
茅野高等学校	松本養護学校	
諏訪清陵高等学校(附属中学校)	諏訪養護学校	
下諏訪向陽高等学校	花田養護学校	
岡谷東高等学校	稲荷山養護学校	
岡谷南高等学校	若槻養護学校	
岡谷工業高等学校	上田養護学校	
辰野高等学校	寿台養護学校	
箕輪進修高等学校	飯田養護学校	
上伊那農業高等学校	安曇養護学校	
高遠高等学校	小諸養護学校	
伊那北高等学校	飯山養護学校	
伊那弥生ヶ丘高等学校	飯山警察署	
赤穂高等学校	中野警察署	
駒ヶ根工業高等学校	須坂警察署	
松川高等学校	長野南警察署	
下伊那農業高等学校	千曲警察署	
阿智高等学校	小諸警察署	
蘇南高等学校	佐久警察署	
木曾青峰高等学校	軽井沢警察署	
塩尻志学館高等学校	茅野警察署	
田川高等学校	諏訪警察署	
梓川高等学校	岡谷警察署	
松本県ヶ丘高等学校	駒ヶ根警察署	
松本美須ヶ丘高等学校	飯田警察署	
松本深志高等学校	阿南警察署	
松本蟻ヶ崎高等学校	木曾警察署	
松本筑摩高等学校	塩尻警察署	
明科高等学校	安曇野警察署	
豊科高等学校	鑑識課	

(注) 書面監査は、平成26年11月10日までに終了しました。

2 企業特別会計

(1) 実地監査

監査実施機関	監査年月日
上田水道管理事務所 *	平成26年6月18日
企業局	平成26年7月8日

(2) 書面監査

監査実施機関
南信発電管理事務所 *
川中島水道管理事務所 *
北信発電管理事務所 *
松塩水道用水管理事務所 *

(注) 書面監査は、平成26年11月10日までに終了しました。

監査委員事務局

公告

道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第99条の2及び第99条の3に規定する技能検定員及び教習指導員の審査を次のとおり行います。

平成26年12月22日

長野県公安委員会委員長 山浦悦子

1 審査の種類、期日及び場所

種類	期日	場所
技能検定員審査	知識・技能(普通) 平成27年1月26日(月) 午前9時から午後0時まで	塩尻市大字宗賀字桔梗ヶ原73-116 長野県警察本部交通部運転免許本部 中南信運転免許センター
	知識・技能(大型二種、中型二種、普通二種) 平成27年1月26日(月) 午前9時から午後0時まで	
	車種追加(大特) 平成27年1月28日(水) 午前9時から午後5時まで	
教習指導員審査	知識・技能(普通) 平成27年1月26日(月) 午前9時から午後0時まで	
	知識・技能(大型二種、中型二種、普通二種) 平成27年1月26日(月) 午前9時から午後0時まで	
	車種追加(大特) 平成27年1月29日(木) 午前9時から午後5時まで	

2 審査方法

(1) 技能検定員審査(普通、大特)

審査項目	審査細目	審査方法
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験(自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。)の方法に準じて行う。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行う。
技能検定に関する知識	法第108条の28第4項に規定する教則(以下「教則」という。)の内容となっている事項	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	技能検定の実施に関する知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行う。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	

## (2) 技能検定員審査(大型二種、中型二種、又は普通二種)

審査項目	審査細目	審査方法
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行う。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行う。
技能検定に関する知識	道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	論文式の筆記試験により行う。

## (3) 教習指導員審査(普通、大特)

審査項目	審査細目	審査方法
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行う。
	技能教習(自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。)に必要な教習の技能	実技試験又は面接試験により行う。
	学科教習(自動車の運転に関する知識の教習をいう。)に必要な教習の技能	
教習に関する知識	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	教習指導員として必要な教育についての知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行う。

## (4) 教習指導員審査(大型二種、中型二種、又は普通二種)

審査項目	審査細目	審査方法
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行う。
	技能教習に必要な教習の技能	実技試験により行う。
教習に関する知識	道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。

## 3 審査の手続

## (1) 審査の申請

審査を受けようとする者は、技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)別記様式第1号の審査申請書に必要な事項を記入し、次に掲げる書類等を添付して、長野県警察本部交通部運転免許本部東北信運転免許課を経由して長野県公安委員会に提出すること。

ア 技能検定員審査を受けようとする者が規則第17条第1項各号、第2項各号又は第3項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

イ 教習指導員審査を受けようとする者が規則第17条第1項各号、第4項各号又は第5項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

ウ 運転免許証の写し

エ 審査申請書に貼る写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのものとする。

## (2) 申請の受付期限

平成27年1月15日(木)までとする。

## (3) 審査手数料の額

ア 技能検定員審査

(7) 技能検定員審査(普通)

19,650円

(4) 技能検定員審査(大特)

14,500円

(9) 技能検定員審査(大型二種、中型二種又は普通二種)

21,850円

イ 教習指導員審査

(7) 教習指導員審査(普通)

11,800円

(4) 教習指導員審査(大特)

9,450円

(9) 教習指導員審査(大型二種、中型二種又は普通二種)

12,850円

ウ 審査細目についての審査を免除される者については、長野



県警察関係許可等手数料徴収条例（昭和29年長野県条例第36号）に定める額を減ずるものとする。

エ 審査手数料は、長野県収入証紙により（申請書に貼って、消印しないこと。）納付すること。

4 その他

- (1) 審査当日は、筆記具及び運転免許証を持参すること。
- (2) 審査手続についての問い合わせは、長野県警察本部交通部運転免許本部東北信運転免許課（電話 026-292-2345 内線 231）に行うこと。

東北信運転免許課